

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設
第5回用地選定検討委員会

日時 令和7年6月26日(木)

14時～

場所 西牟婁総合庁舎 4階大会議室

次第

1. 開会
2. 委員会スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
3. 2次選定結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
4. 3次選定の考え方(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
5. パブリックコメントの募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4
6. 第6回委員会の開催方法について
7. 閉会

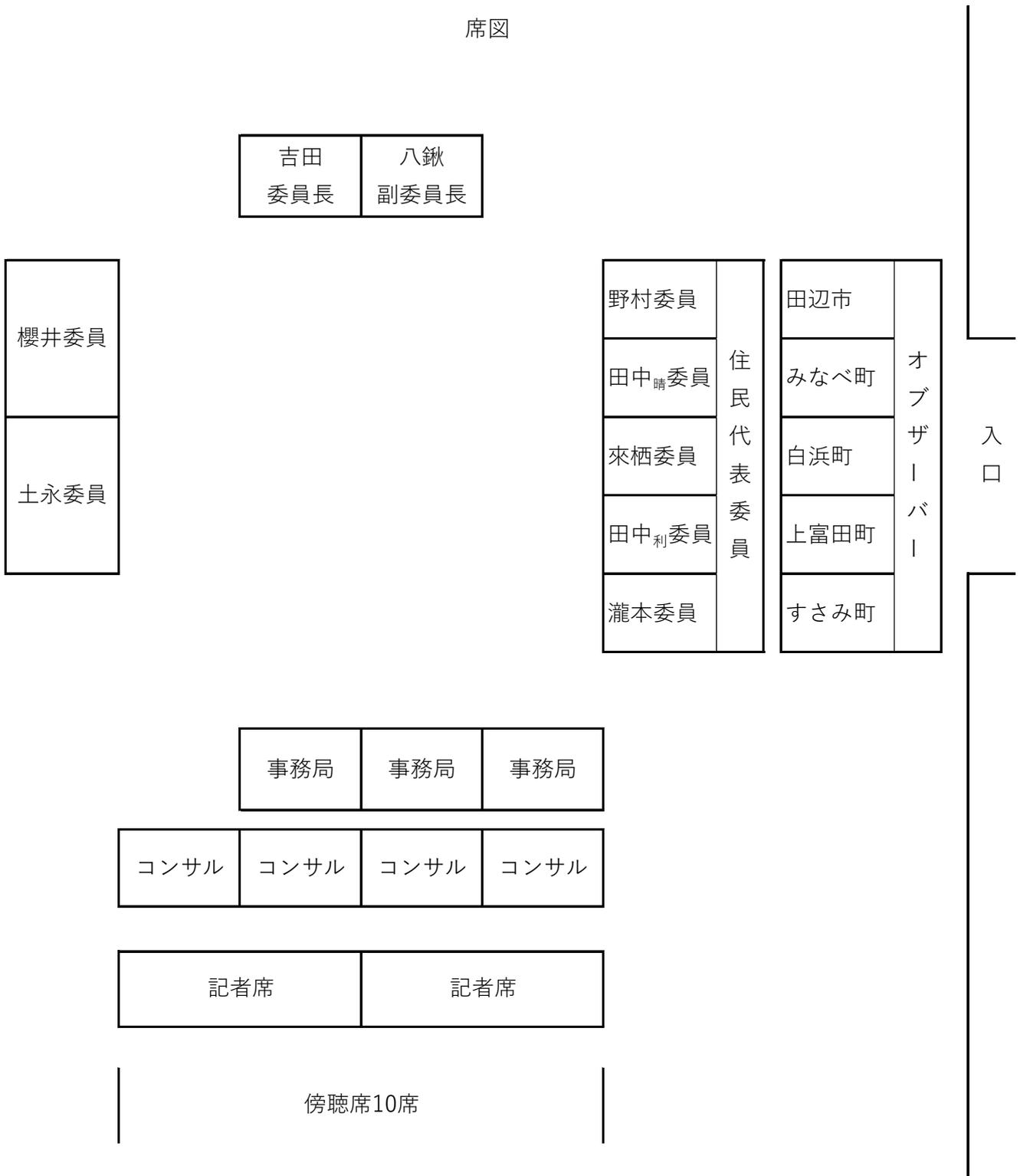
田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設

第5回用地選定検討委員会

日時 令和7年6月26日（木）14時～

場所 西牟婁総合庁舎 4F大会議室

席図



項目	業務工程																								備考		
	令和6年度 (2024年度)												令和7年度 (2025年度)														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(1)用地選定作業等	ア	基本構想の検証																									
	イ	施設整備の基本方針に関する基本的事項の整理																									
	ウ	用地選定に関する基礎資料の整理																									
	エ	評価方法案の作成																									
	オ	施設整備用地の絞り込み																									
		(ア)	1次選定																								
		(イ)	2次選定																								
	(ウ)	3次選定																									
	カ	施設整備用地の比較評価																									
	選定結果の取りまとめ																										
答申(組合事務局の業務)																											
(2)委員会													★ 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 第8回														
廃棄物専門部会	用地選定検討委員会事前協議												★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★														
事業主体検討・調整																											
	地元(事前)説明																									
パブリックコメント													募集 まとめ 公表														

第1回委員会 (10/11(金) 9:30~)
 ・開会
 ・委員委嘱
 ・委員長・副委員長の選出
 ・諮問
 ・基本構想の検証①

第2回委員会 (11/11(月) 9:30~)
 ・基本構想の検証②

第3回委員会 (1/23(木) 14:00~)
 ・候補地選定方法について
 (1次選定~3次選定の手順について、
 選定条件や評価項目について)

第4回委員会 (3/31(月) 14:00~)
 ・1次選定について

第5回委員会 (6/26(木) 14:00~)
 ・2次選定について
 ・3次選定の考え方(案)について
 ・パブリックコメントの募集について

第6回委員会 (10/6(月) 9:30~)
 ・パブリックコメントを踏まえた
 3次選定以降の選定方法見直しに
 ついて
 ・パブリックコメントの回答(案)
 について

第7回委員会 (11/14(金) 14:00~)
 ・3次選定結果について
 ・候補地の比較評価(実施)について

第8回委員会 (1/16(金) 14:00~)
 ・選定結果の取りまとめについて
 ・答申(案)の決定

2次選定結果について

1. 2次選定の評価項目について

2次選定の評価項目を以下に示す。また、各評価項目の概要及び位置図については次項以降に示す。

評価項目		位置情報等の参照元
①	地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
②	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
③	河川保全区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
④	特別緑地保全地区・近郊緑地保全区域	国土交通省：特別緑地保全地区一覧 和歌山県：地理情報システム
⑤	風致地区	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑥	景観計画区域のうち特定景観形成地域	国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト 和歌山県：和歌山県景観計画 田辺市：田辺市の景観
⑦	地区計画区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑧	公共的施設・墓地等	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑨	都市公園	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑩	道路・鉄道	和歌山県：和歌山県道路網図 国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
⑪	ため池・湿地	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑫	最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑬	施設・設備等	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
⑭	建設等予定区域	田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※当初は「必要面積を確保できない区域」を2次選定項目にしていたが、1次選定及び2次選定の結果、必要敷地面積(2.5ha)以上の区域が広範に残存し、絞込みが煩雑になる見込みである。そのため、敷地面積による絞込みは、3次選定において検討する。

① 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地

■ 地すべり防止区域

地すべり防止区域とは、地すべり等防止法で規定されており、地すべりによる被害の防止及び軽減、地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、地すべり防止工事を行う必要がある土地を国土交通大臣や農林水産大臣が指定するものである。

地すべり防止区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- ・ 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- ・ のり切又は切土で、政令で定めるもの
- ・ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良
- ・ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの

■ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で規定されており、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地を県知事が指定するものである。

急傾斜地崩壊危険区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- ・ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ・ のり切、切土、掘さく又は盛土
- ・ 立木竹の伐採
- ・ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ・ 土石の採取又は集積
- ・ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの

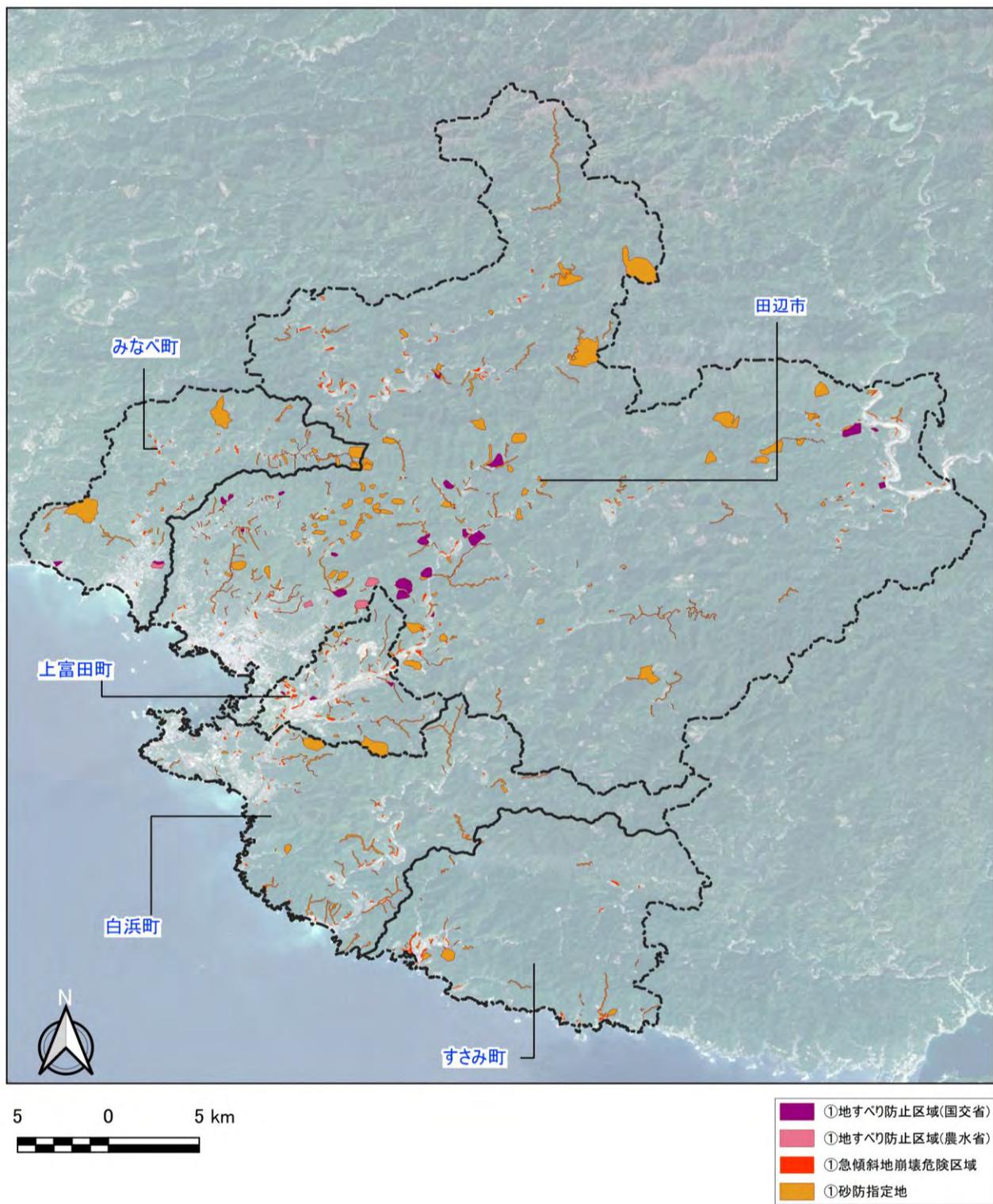
■ 砂防指定地

砂防指定地とは、砂防法で規定されており、土砂の生産を促すような行為を制限する必要がある土地や、流れ出す土砂の量を調節するため砂防えん堤や護岸といった砂防設備を設ける必要がある土地を、国土交通大臣が砂防指定地として指定するものである。

砂防指定地では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事の許可が必要になる。

- ・ 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却
- ・ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状変更
- ・ 土石の採取、鉱物の採掘又は土石若しくは鉱物のたい積若しくは投棄
- ・ 竹木の損傷若しくは伐採、草木根等の採取又は火入れ

- ・ 土石又は竹木の滑り下ろし又は地引による搬出
- ・ 家畜類の放牧又は係留



※地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
 ※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地位置図

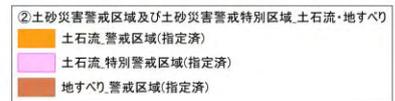
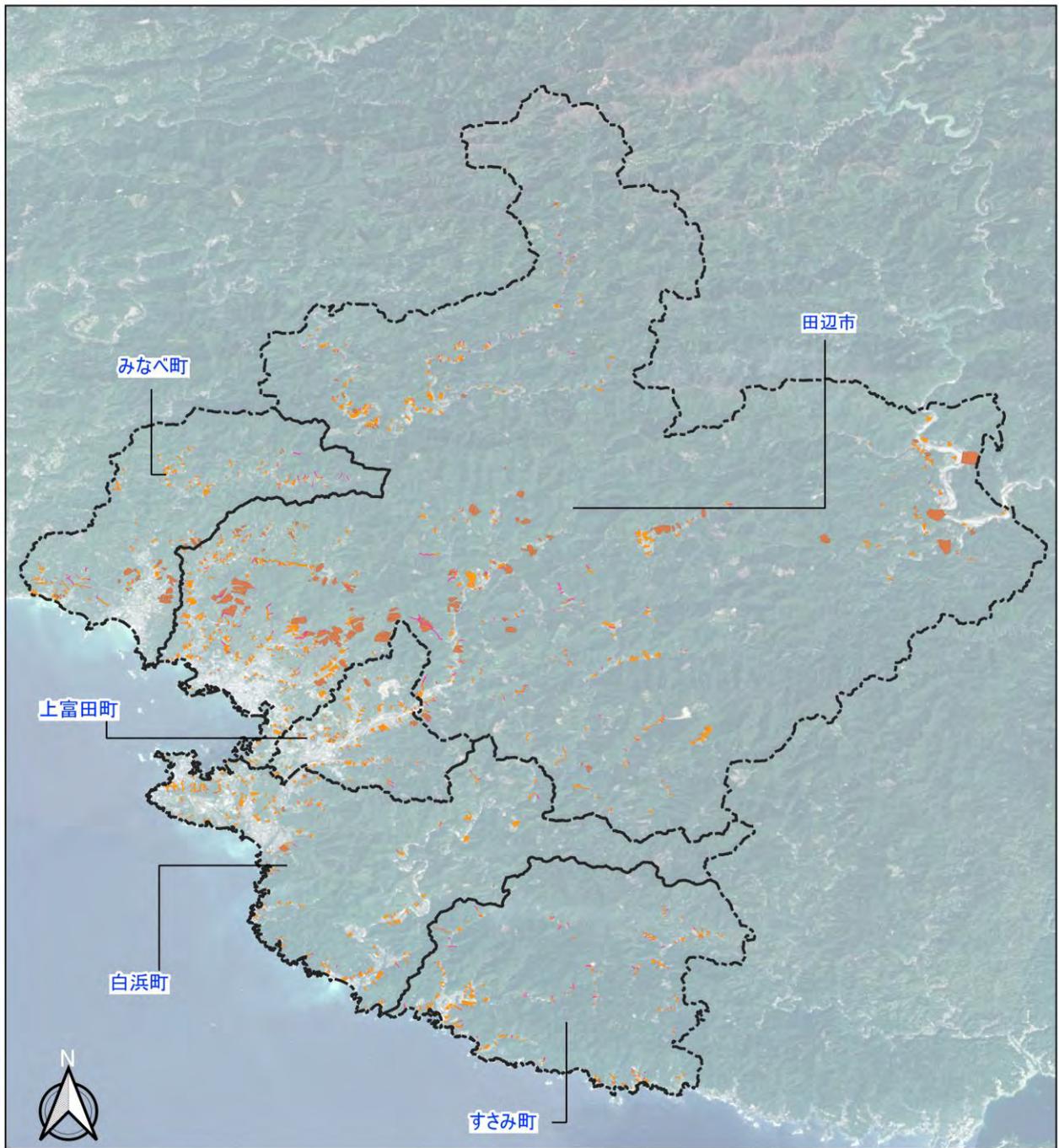
② 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定されており、急傾斜地の崩壊、土石流、及び地すべりに起因して、県知事に指定される。

土砂災害特別警戒区域では、主に以下の制限が設けられている。

- ・ 特定開発行為：住宅や宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設の建築などの開発行為は、県知事の許可が必要
- ・ 建築物の構造規制：建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たしているか確認が必要

急傾斜地については、対策工事を行うことで安全性の確保は可能と考えられることから、2次選定では土石流及び地滑りを対象とする。



※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち土石流・地すべり位置図

③ 河川保全区域

河川保全区域は、河川法により規定されており、堤防や護岸、水門等の河川管理施設を保全するため、河川区域の境界から 50m を超えない範囲で指定されている。

河川保全区域では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには河川管理者の許可が必要になる。

- ・ 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ・ 工作物の新築又は改築

構成 5 市町において、河川保全区域に指定されている区域はない。

④ 特別緑地保全地区・近郊緑地保全区域

■ 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市緑地法に規定されており、以下のいずれかに該当する土地の区域において定めることができる。

- ・ 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - 風致又は景観が優れていること
 - 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

特別緑地保全地区では以下の行為が制限されている。以下の行為を行うためには県知事等の許可が必要になる。

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓

■ 近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されており、無秩序な市街地の防止や文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として国土交通大臣に指定される。

近郊緑地保全区域で以下の行為を行う場合は、県知事に届出が必要である。

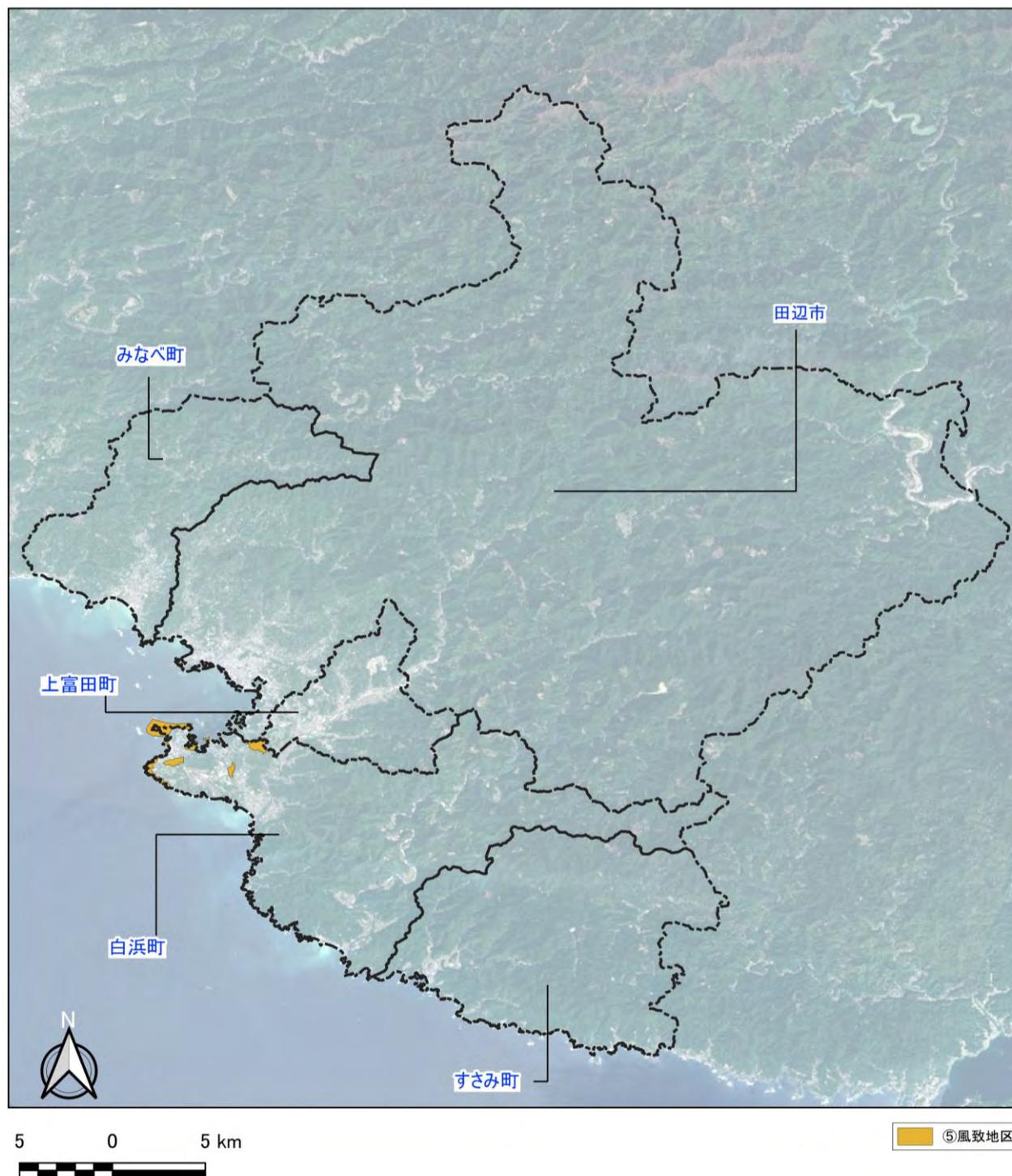
- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ その他、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、政令で定めるもの

構成 5 市町において、特別緑地保全地区に指定されている区域及び近郊緑地保全区域に指定されている区域はない。

⑤ 風致地区

風致地区とは、都市計画法に規定されており、都市の風致を維持するため定める地区である。面積が 10ha 以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたる場合は県、それ以外については市町が指定する。

風致地区内における建築物の建築等の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。



※風致地区位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成 5 市町の参考資料

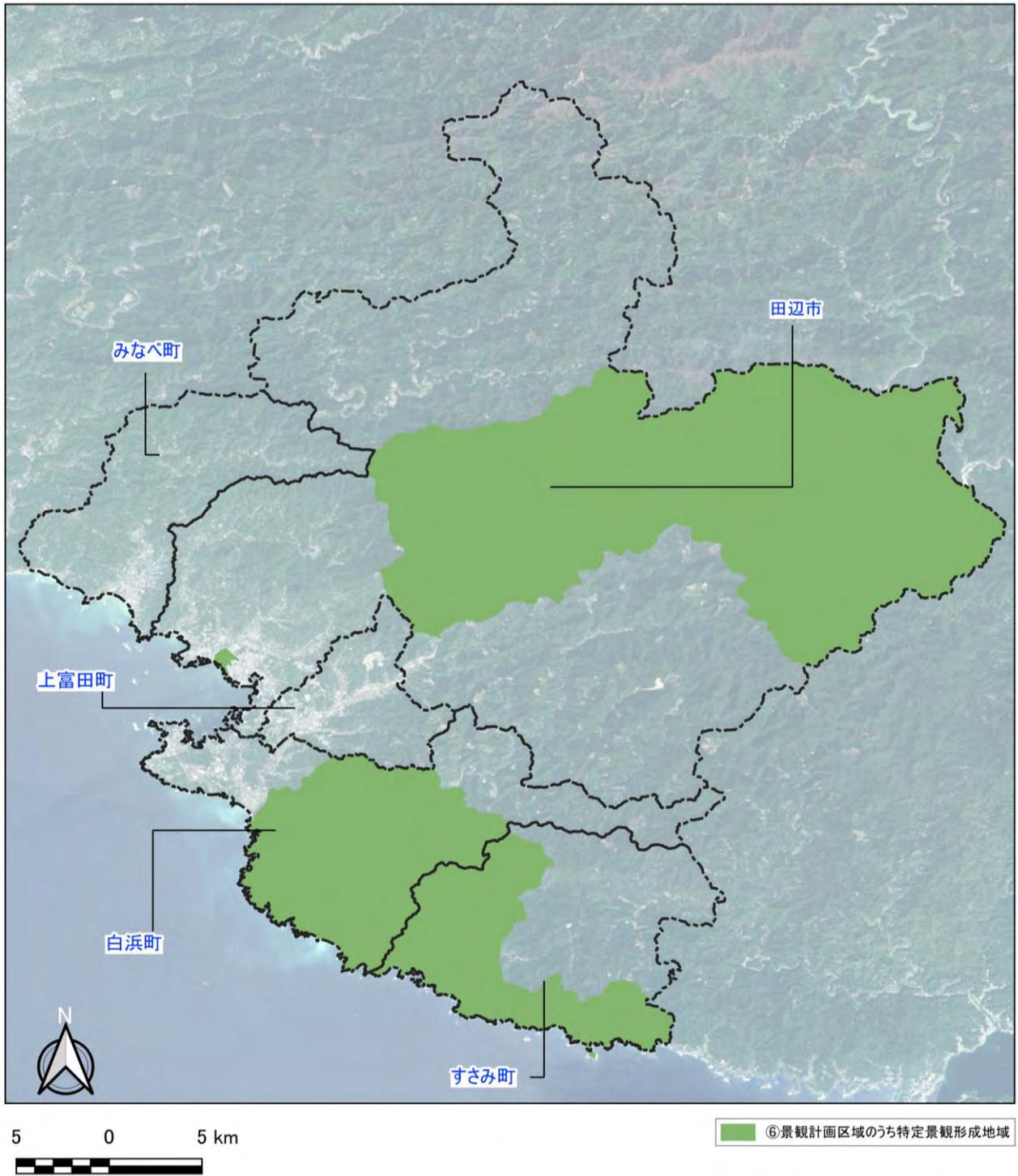
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 風致地区位置図

⑥ 景観計画区域のうち特定景観形成地域

景観計画区域は、景観法の規定により、良好な景観の掲載に関する計画に基づき定められる区域である。景観計画区域内において建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要になる。また、景観計画区域のうち、良好な景観を形成する上で特に重要であると認められている区域は特別景観形成地域に指定されている。

景観計画区域は構成5市町全域が指定されており、その景観計画区域をすべて除外すると、各市町全域を除外することとなる。そのため、2次選定では特別景観形成地域を対象とする。



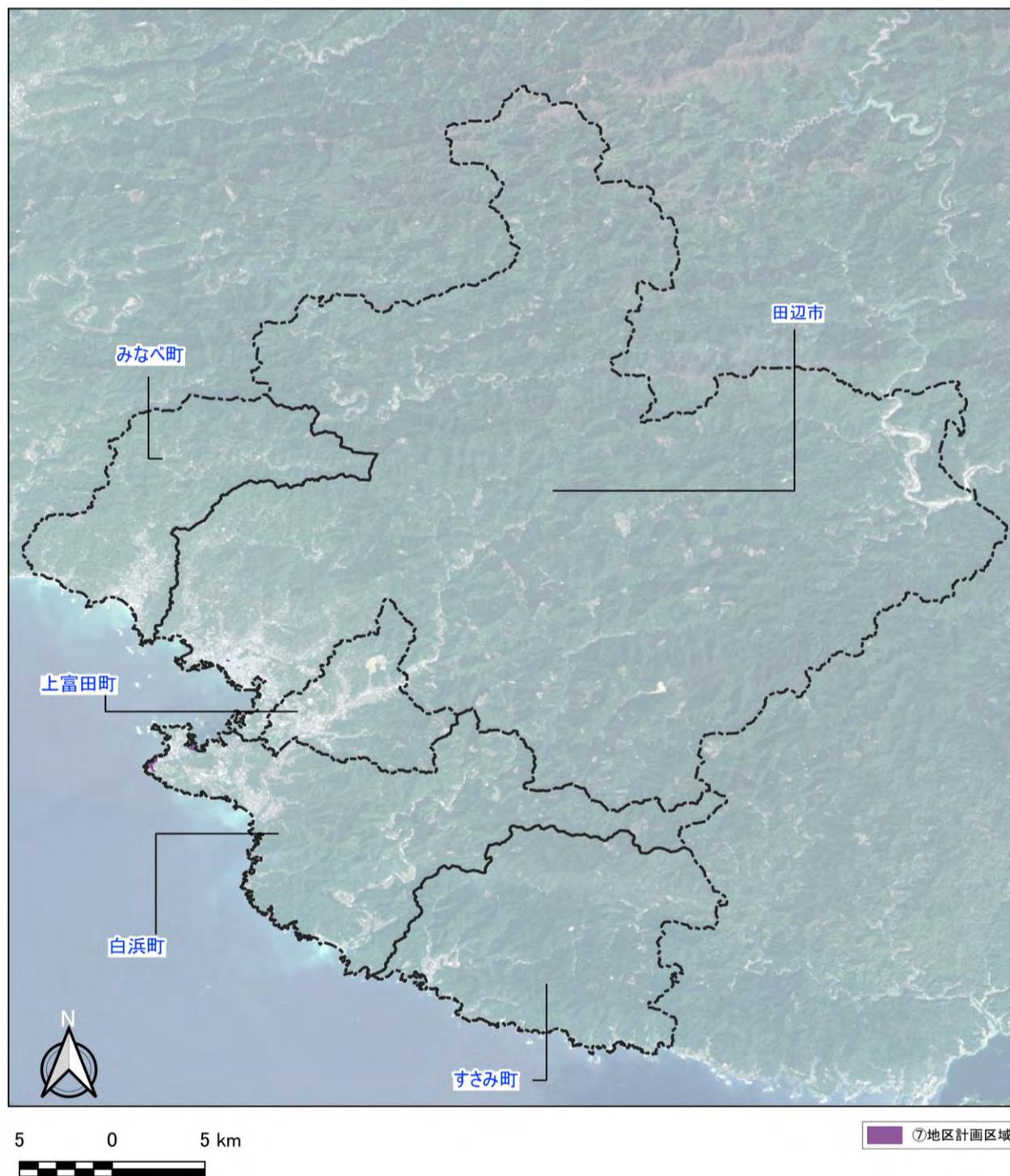
※景観計画区域のうち特定景観形成地域位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト、和歌山県：和歌山県景観計画、田辺市：田辺市の景観

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 景観計画区域のうち特定景観形成地域位置図

⑦ 地区計画区域

地区計画とは都市計画法で定められた、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画である。地区計画区域内では、開発行為について地区計画の内容に適合していなければ許可されない。



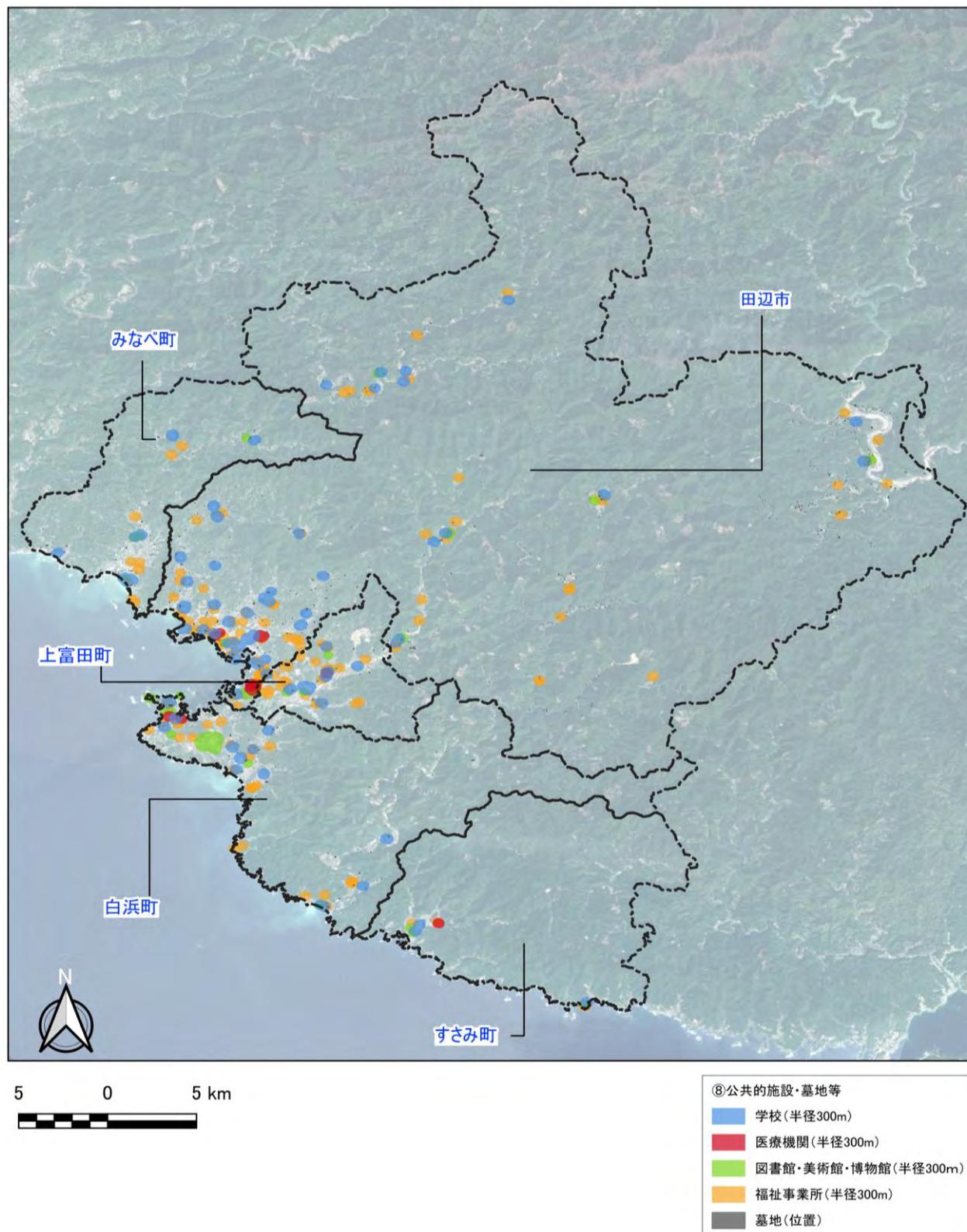
※地区計画区域位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 地区計画区域位置図

⑧ 公共的施設・墓地等

不特定多数の人が利用する公共的施設（学校、医療機関、図書館・美術館・博物館、福祉事業所）及び墓地を除外対象とする。公共的施設については、騒音・振動などの影響を考慮して、当該施設から半径 300m 圏内を除外対象区域とする。



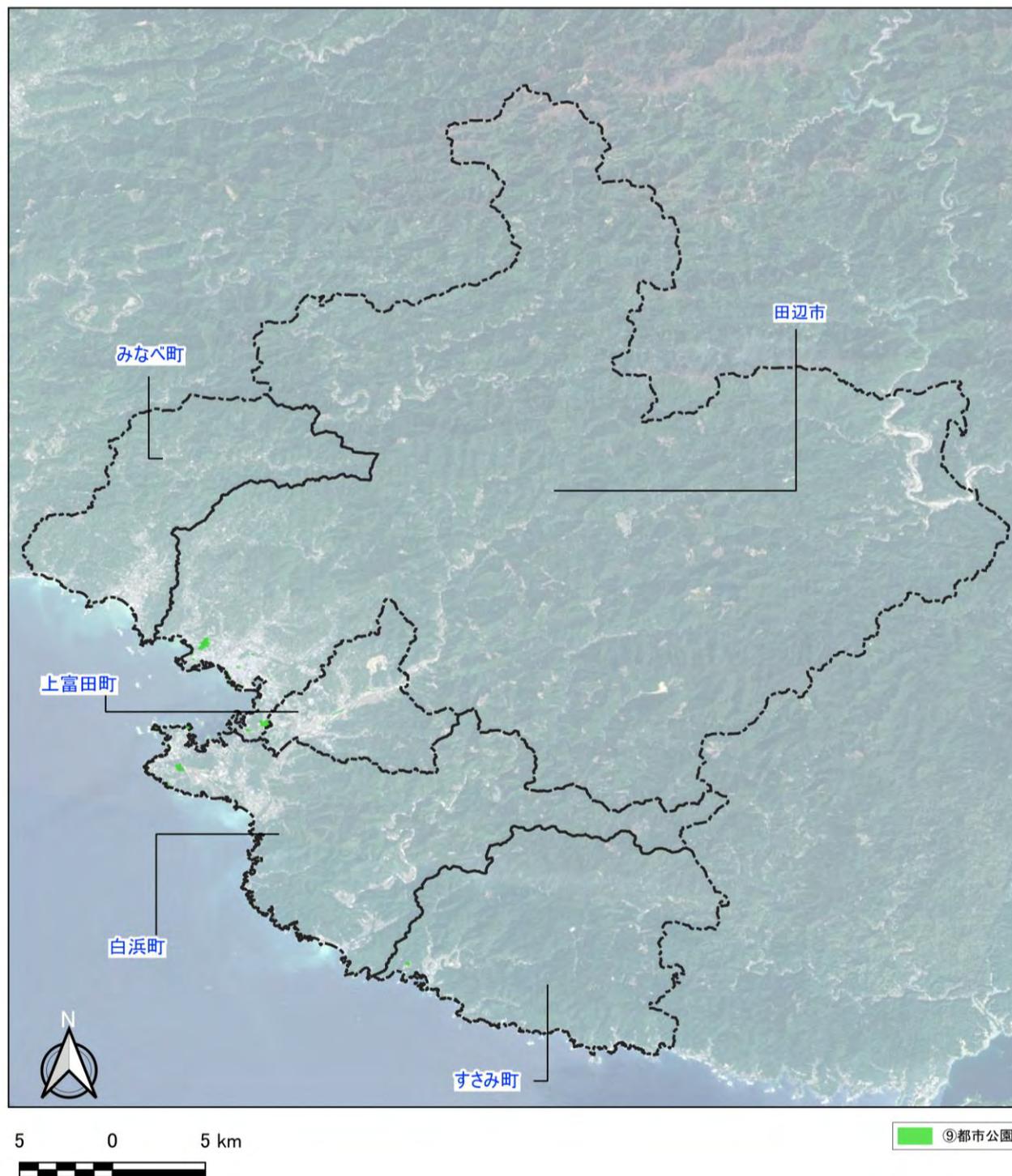
※公共的施設・墓地等位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成 5 市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 公共的施設・墓地等位置図

⑨ 都市公園

都市公園とは、都市公園法 に基づいて地方公共団体や国が設置する公園や緑地のことを指す。
都市公園法において、都市公園内に設けられる施設は公園施設と占用 物件に制限されている。



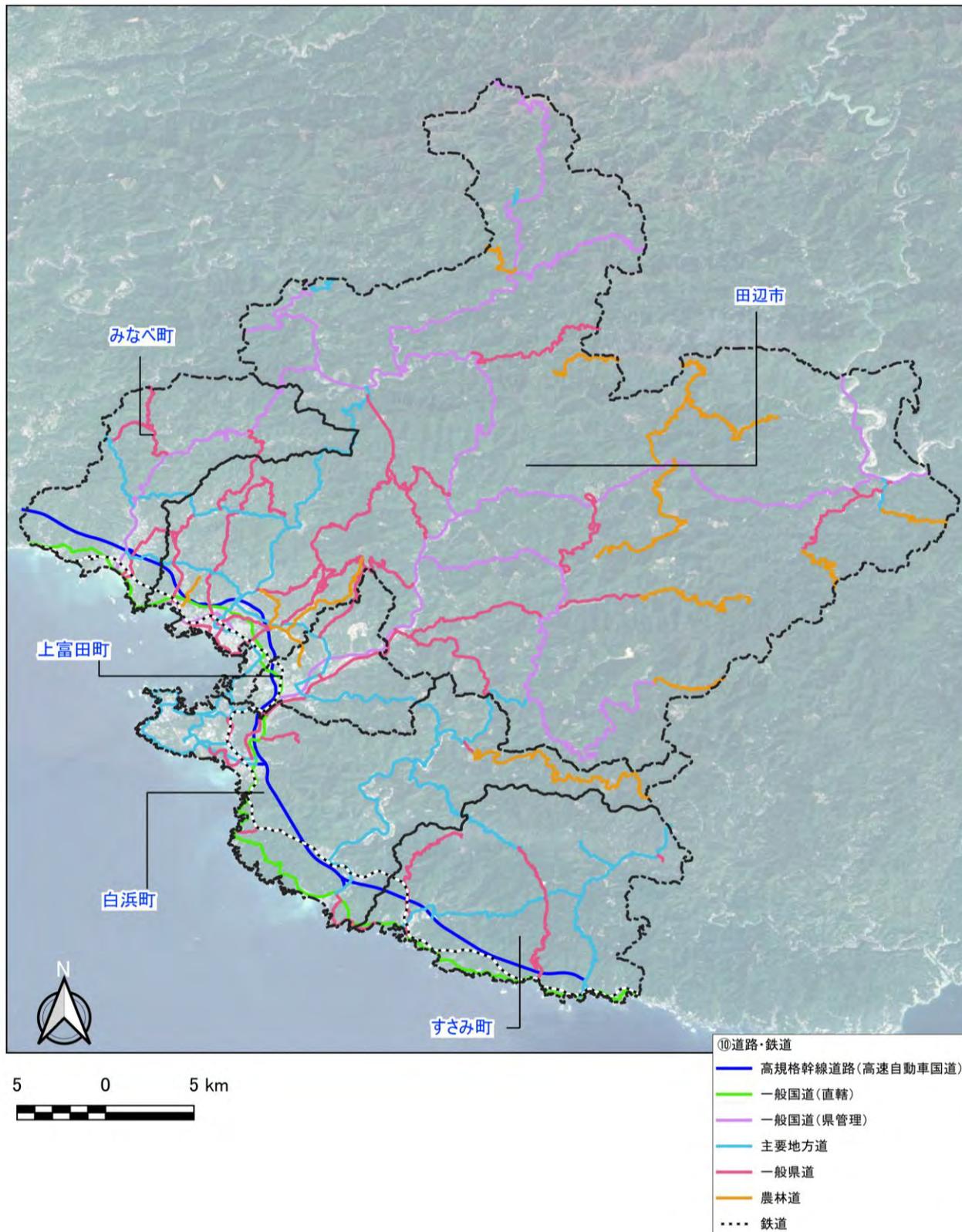
※都市公園位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 都市公園位置図

⑩ 道路・鉄道

道路区域及び鉄道の路線範囲を対象とする。なお、道路については、全ての道路を2次選定において除外することは困難である。そのため2次選定においては、高規格幹線道路（高速道路）、一般国道（国土交通省管理）、一般国道（県管理）、主要地方道、一般県道、農林道を対象とする。



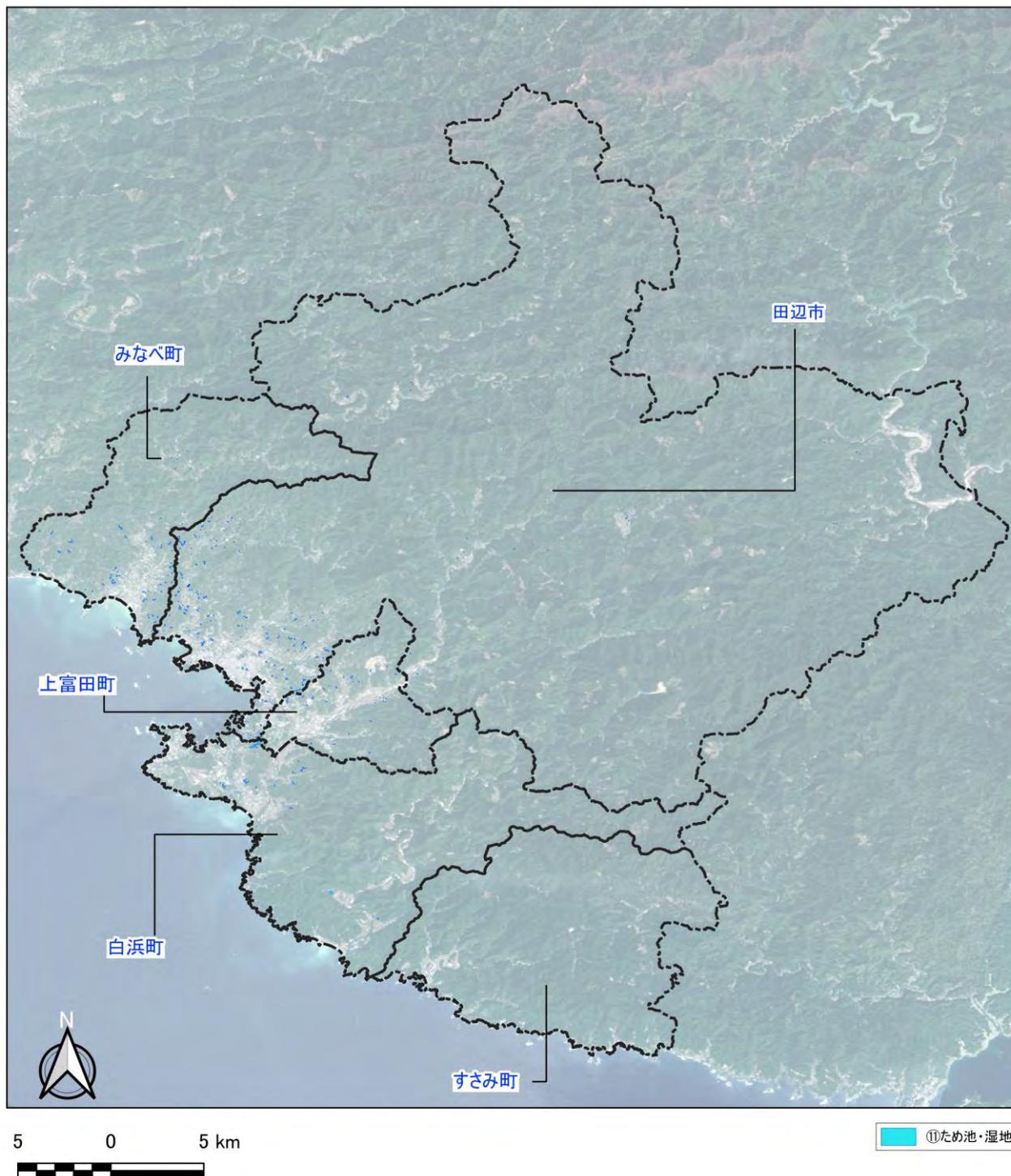
※道路位置図…和歌山県：和歌山県道路網図、鉄道位置図…国土交通省：国土数値情報ダウンロードサイト
 ※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 道路・鉄道位置図

⑪ ため池・湿地

ため池は、主に農業用水を確保するために設けられるものである。他の機能として、洪水調整、土砂流出防止、生態保全等の役割を担う。湿地は、水と陸地が交わる場所に形成される土地であり、沼地、干潟等が該当する。水質浄化、洪水調整、生態保全等の役割を担う。

ため池・湿地は、農業用水の確保、生活・生態保全等の役割を担うこと、また、建設工事をする場合は用地取得のほか、生態保護、水抜き、埋め戻し等の工程を要することから、除外対象とする。



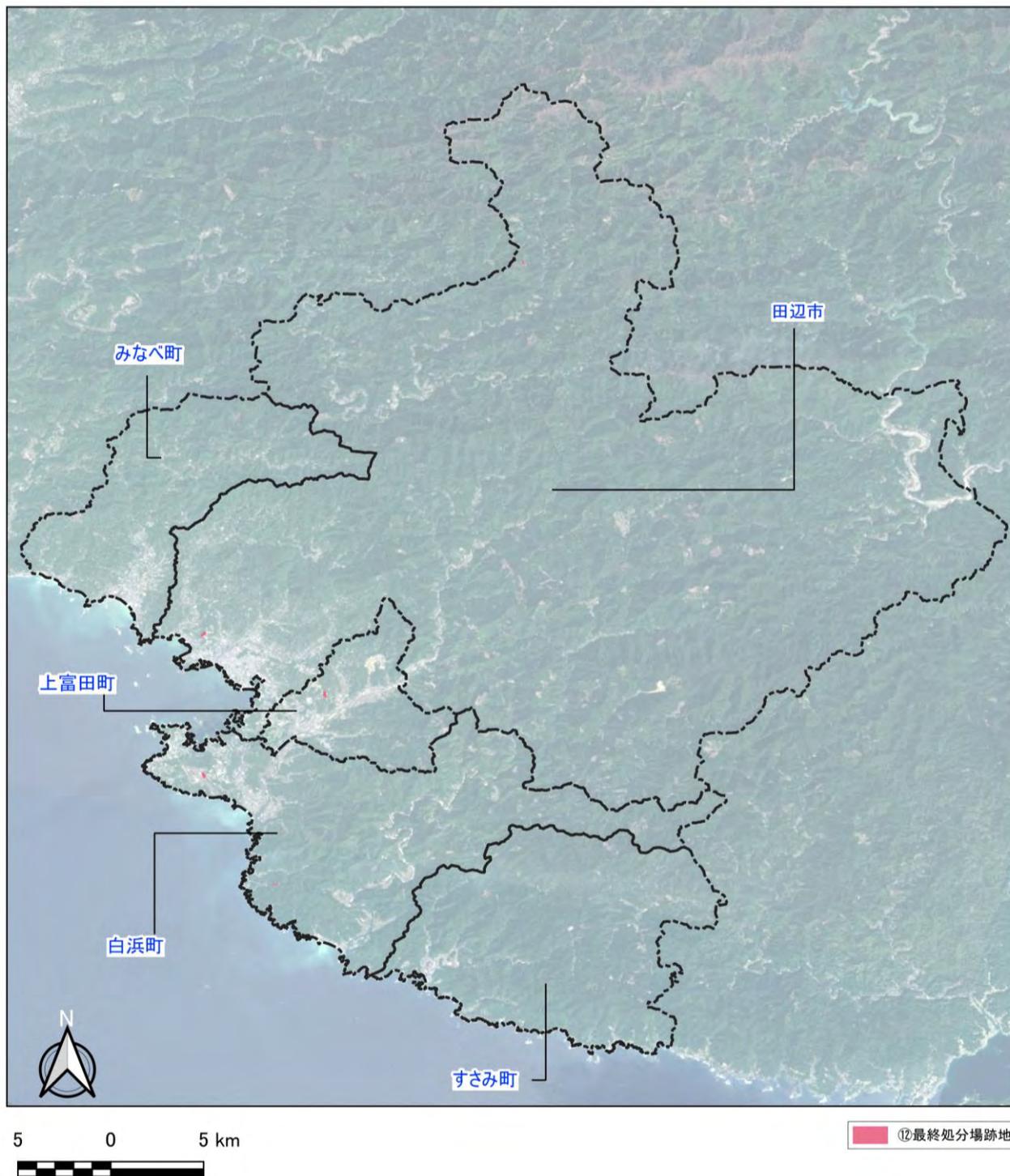
※ため池・湿地位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 ため池・湿地位置図

⑫ 最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）

最終処分場跡地に建設をする場合は、掘削工事による浸出水や埋立廃棄物等の流出対策が必要になる。また、埋設物等の地質条件によっては、十分な支持力を確保できない可能性がある。

最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）は、除外対象とする。



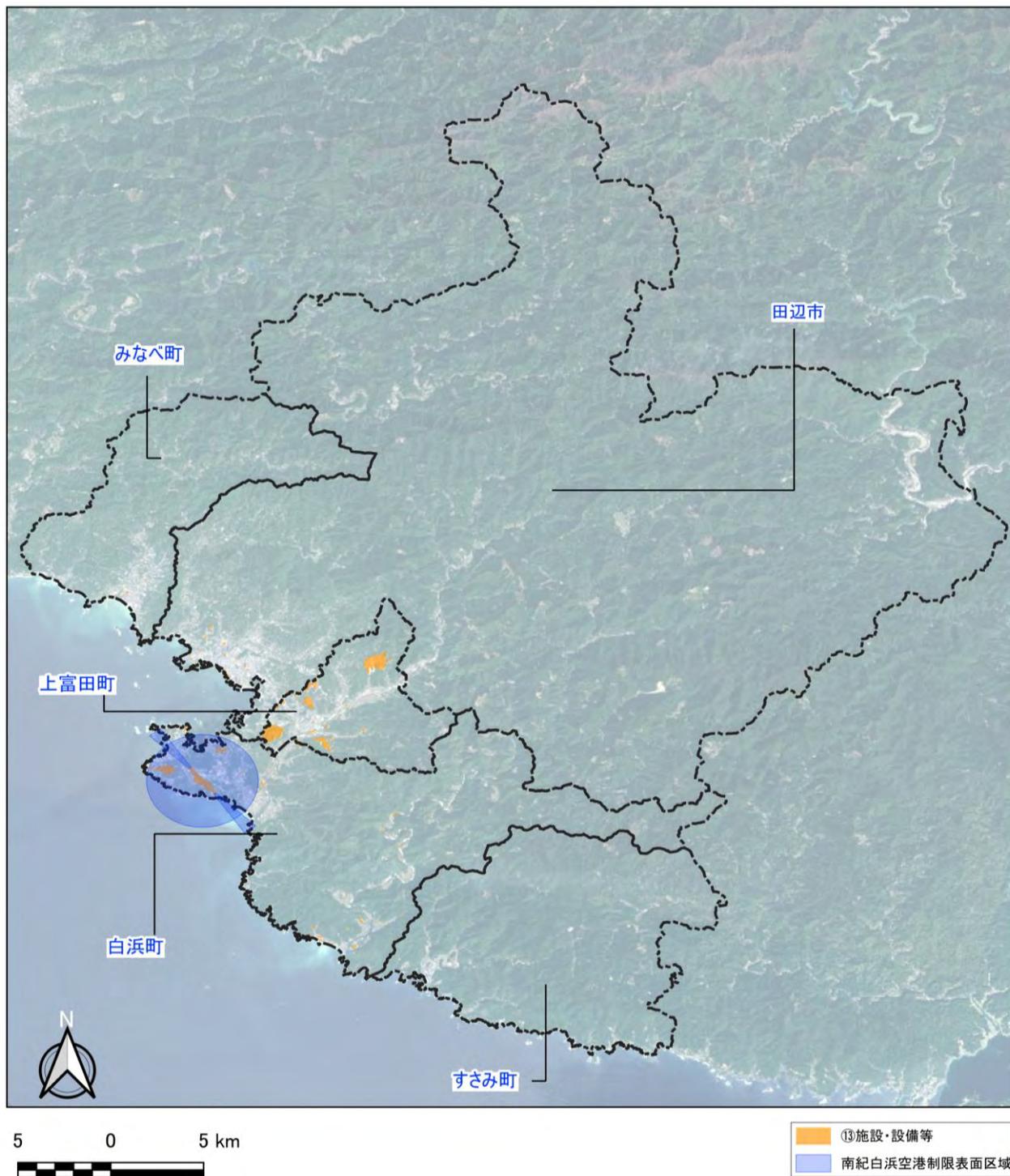
※最終処分場跡地（閉鎖後から廃止前を含む）…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 最終処分場跡地位置図

⑬ 施設・設備等

構成5市町における施設・設備等（庁舎、工場、発電所、空港、娯楽施設等）について、施設整備が困難な箇所を除外対象とする。



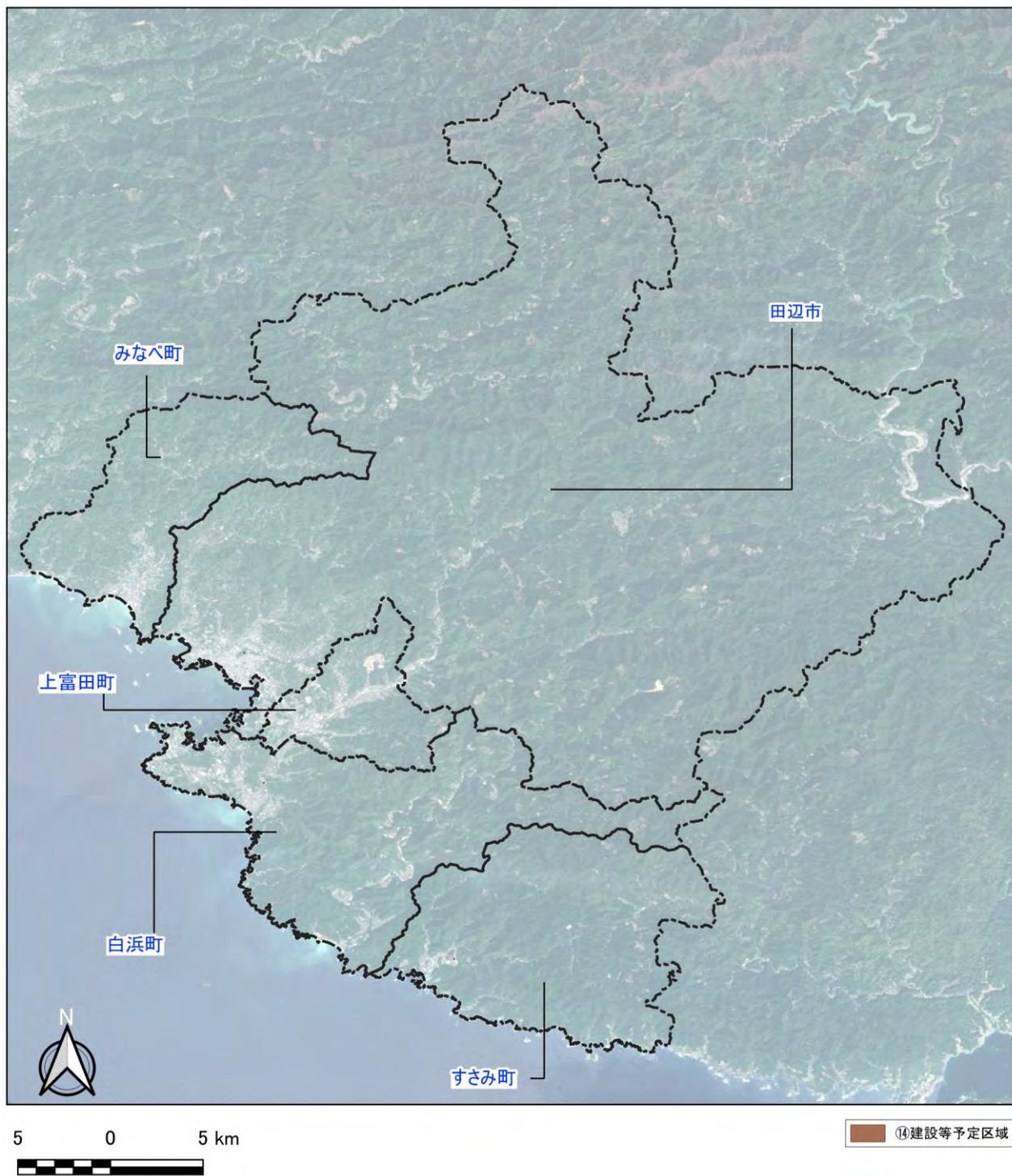
※施設・設備等位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 施設・設備等位置図

⑭ 建設等予定区域

構成5市町において建設等を予定している区域については、除外対象とする。



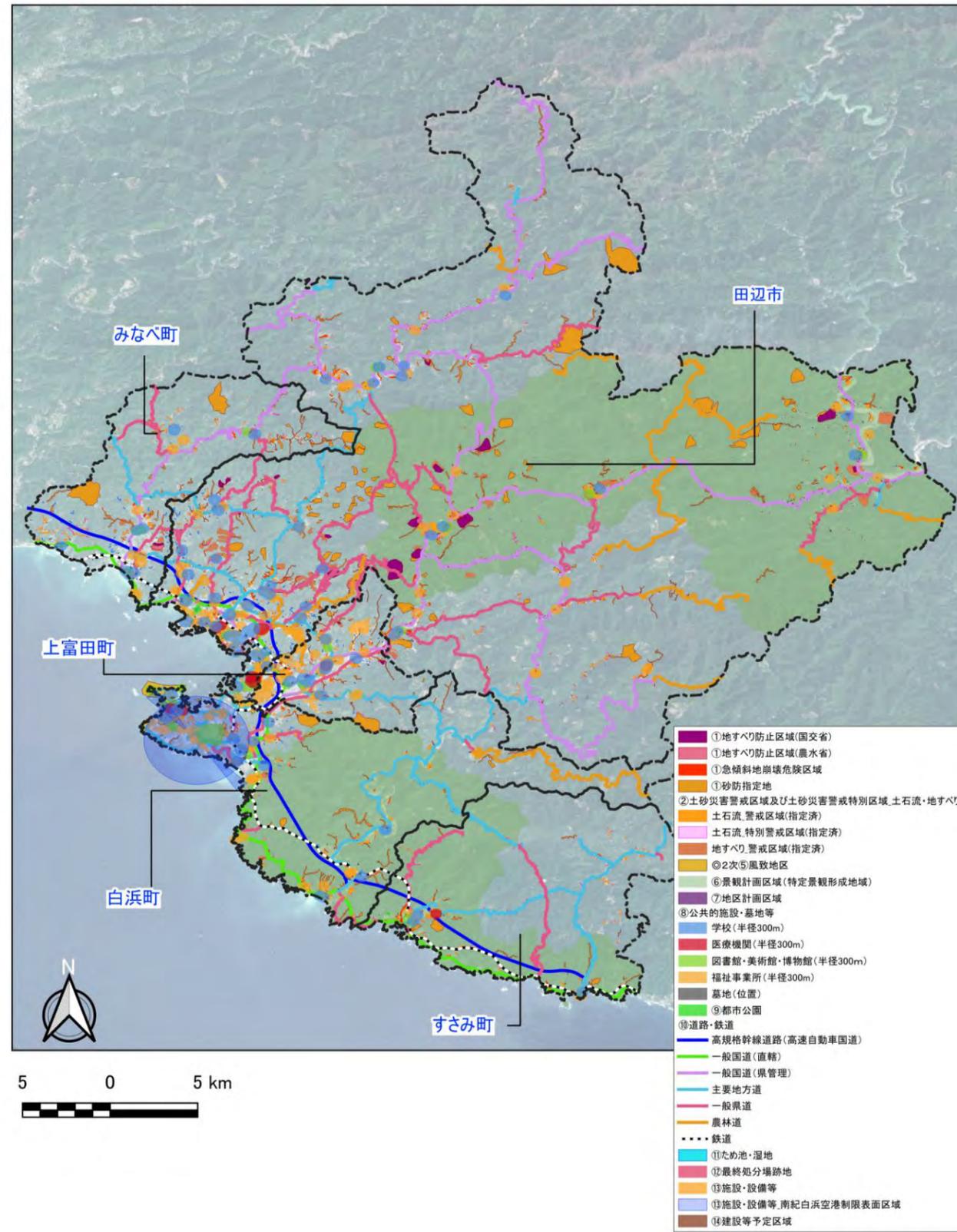
※建設等予定区域位置図…田辺周辺広域市町村圏組合及び構成5市町の参考資料

※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 建設予定区域等位置図

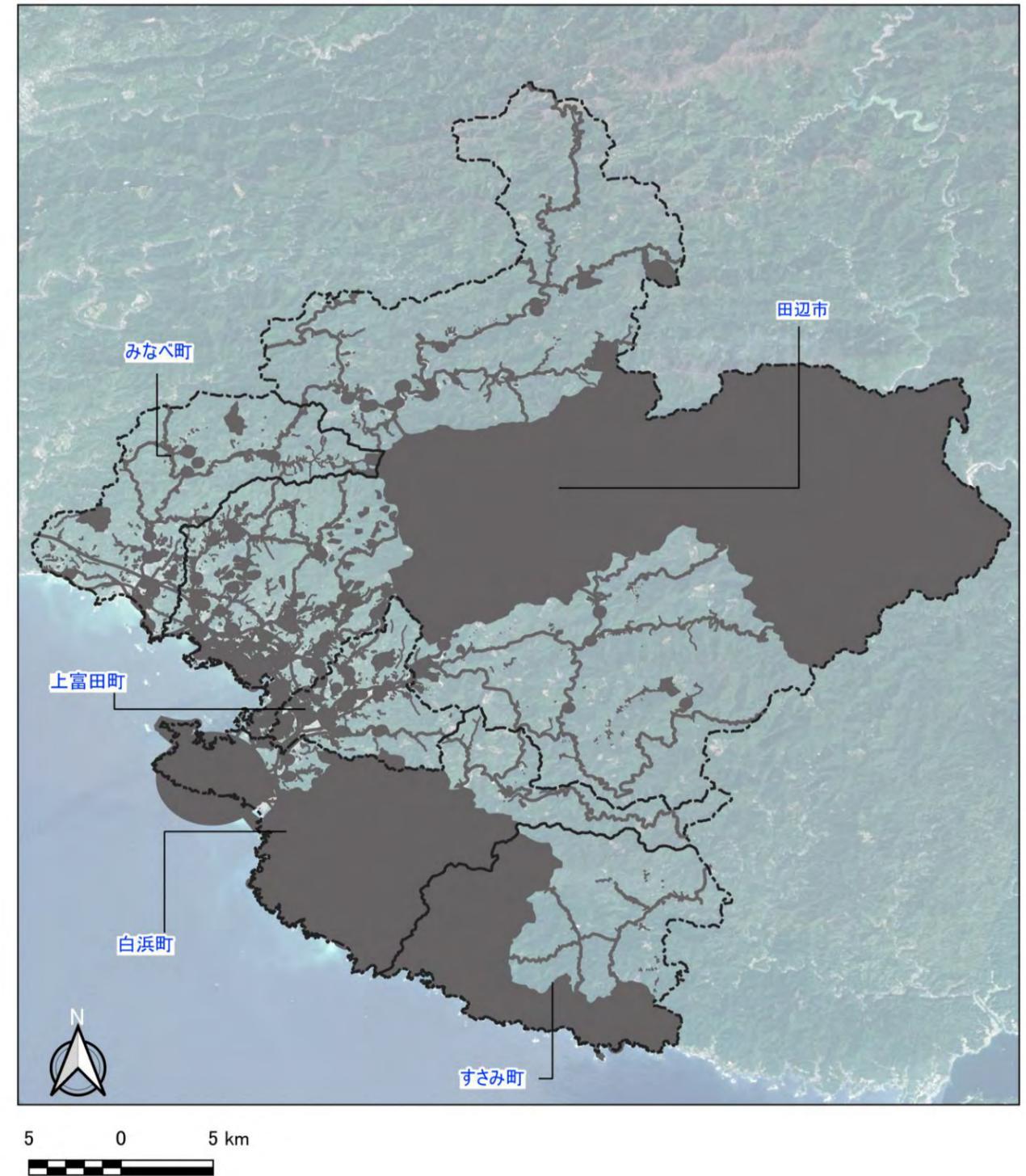
2. 2次選定結果

2次選定項目を全て反映した図を以下に示す。



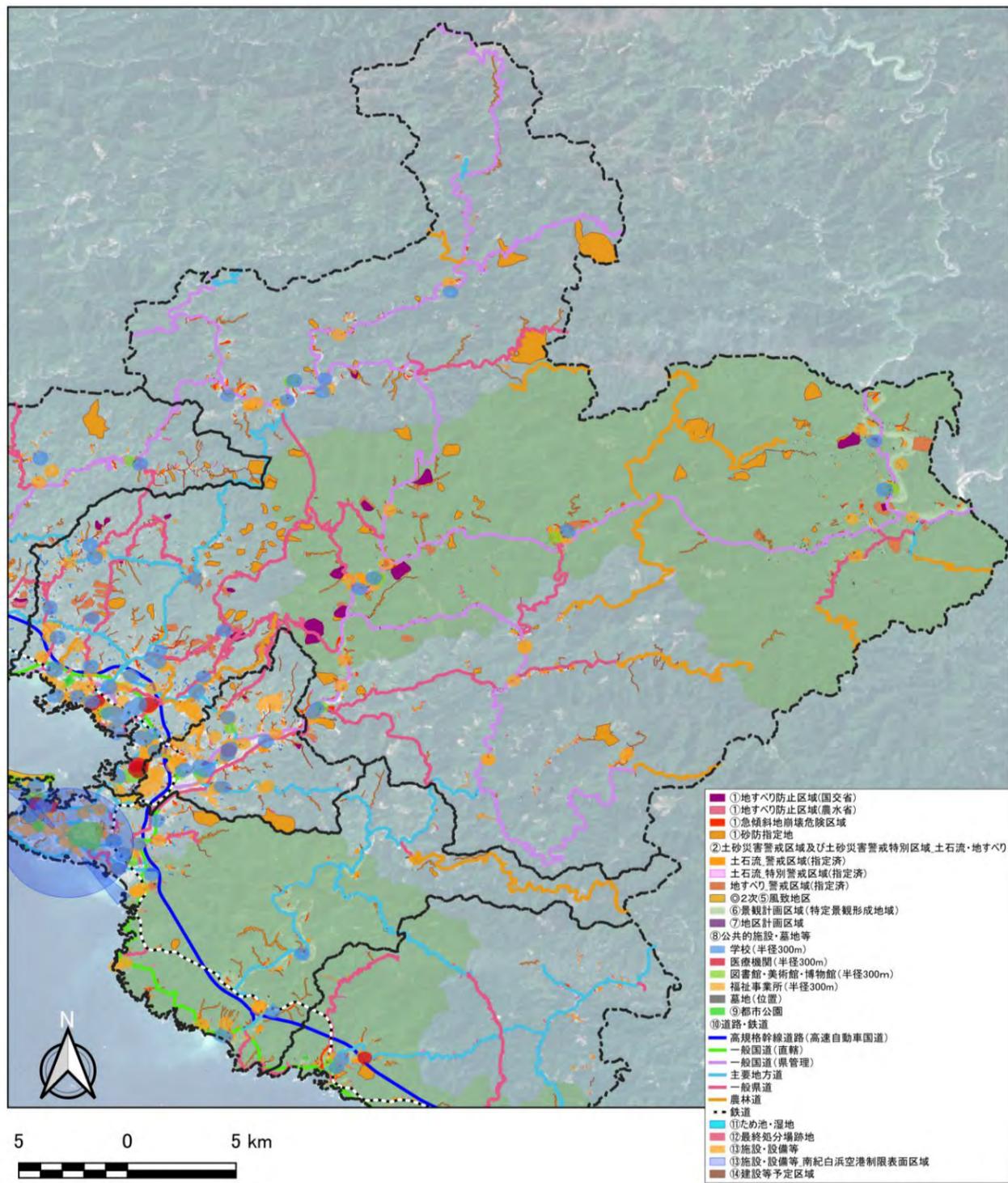
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図



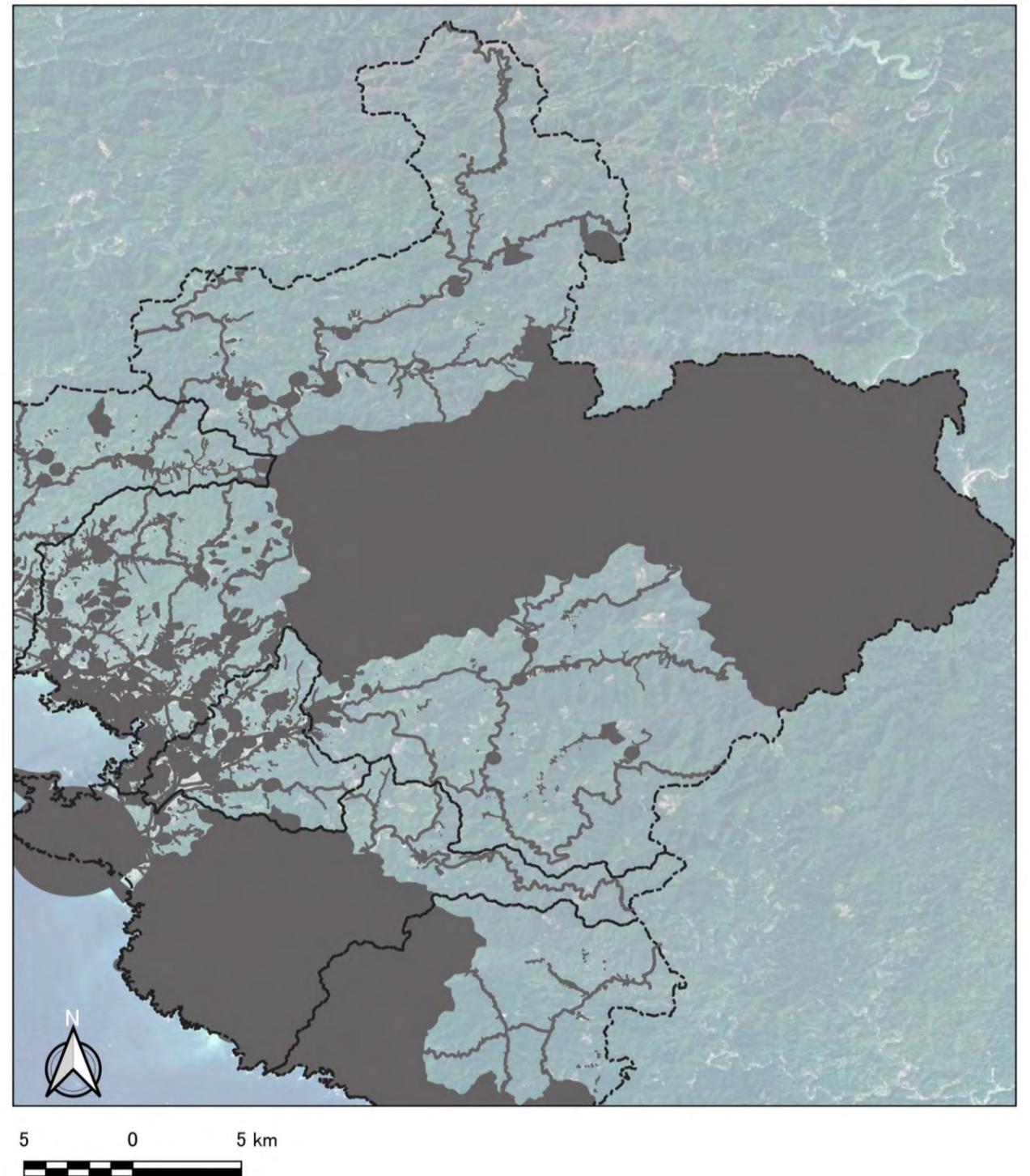
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域



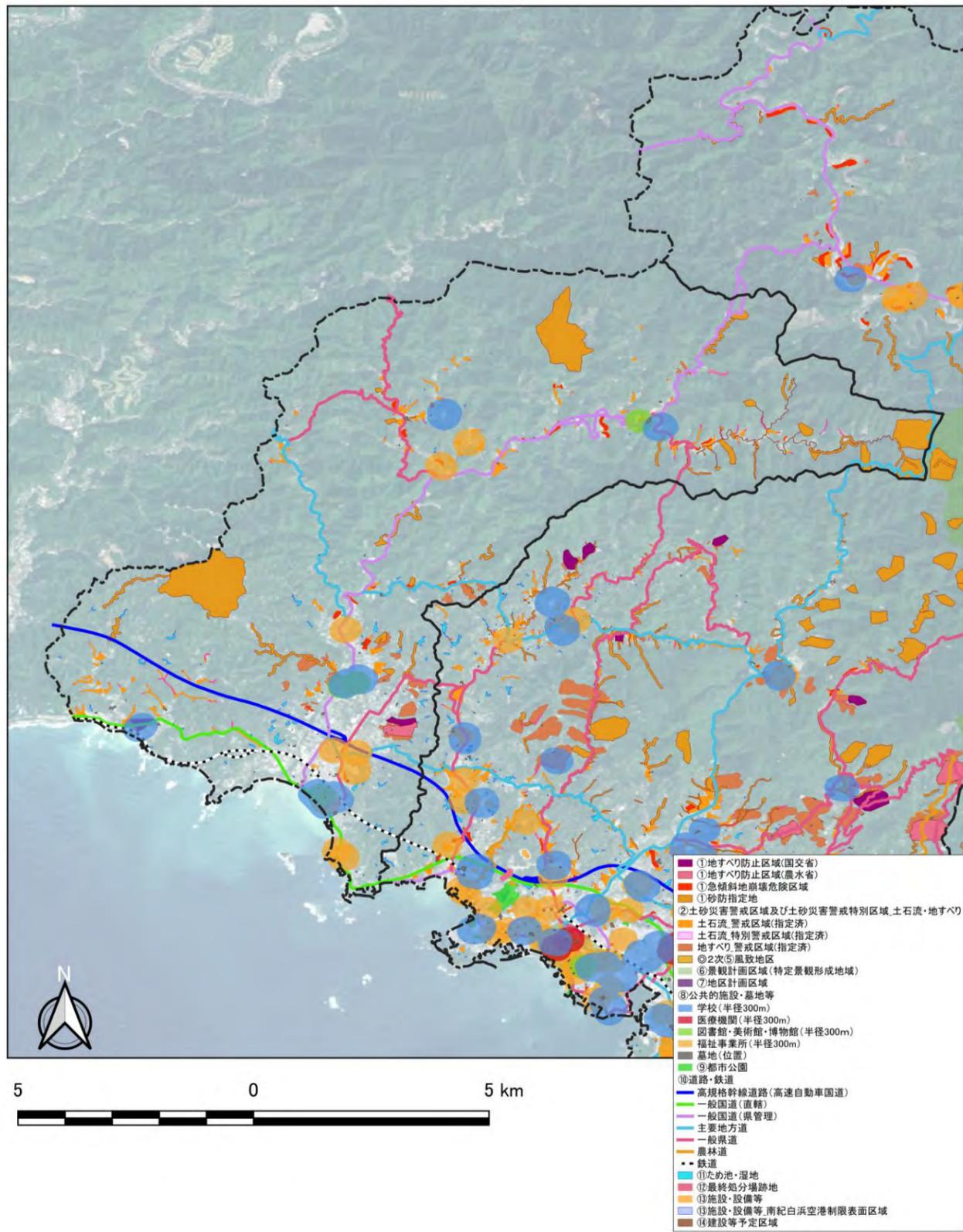
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(田辺市拡大)



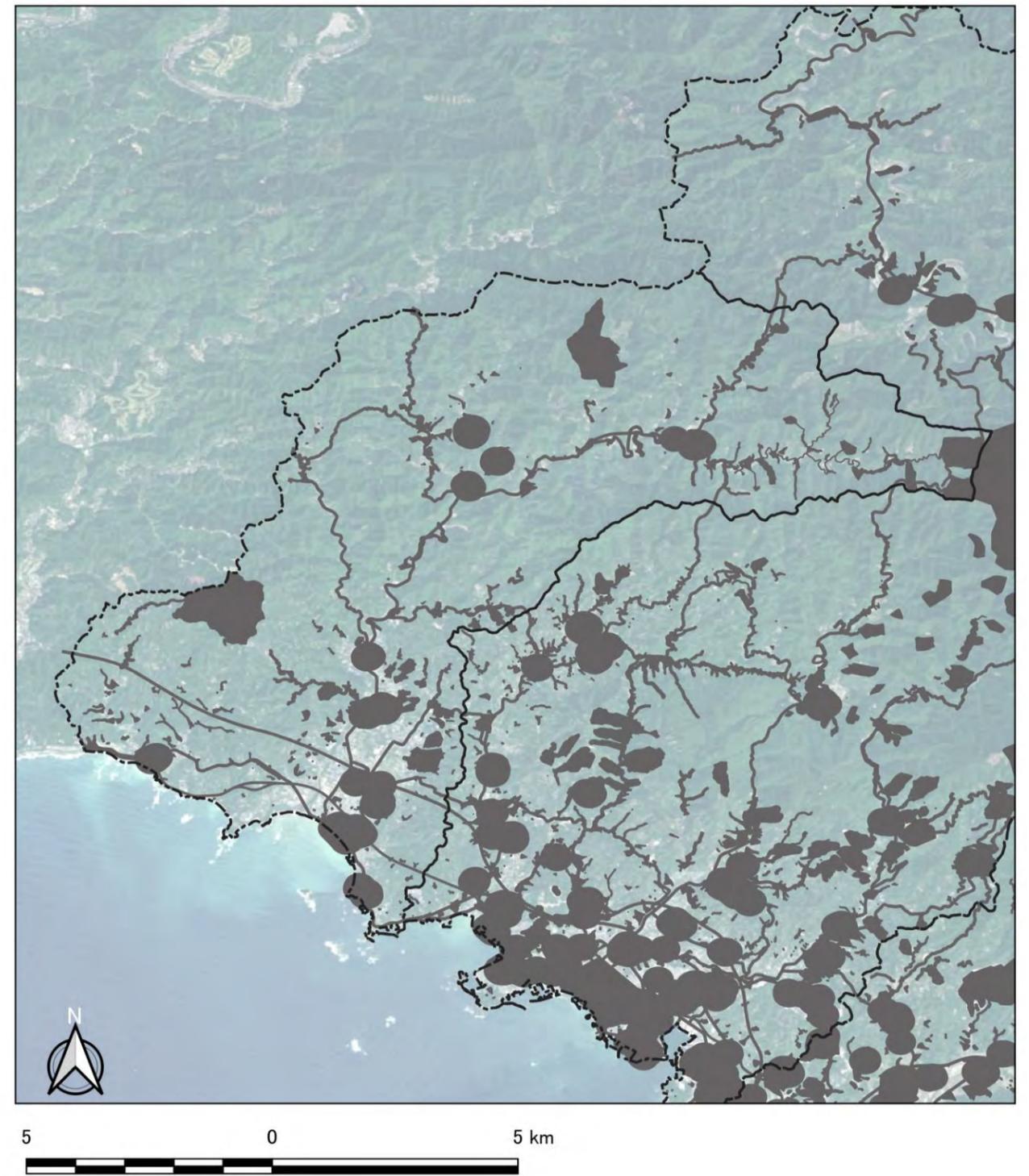
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(田辺市拡大)



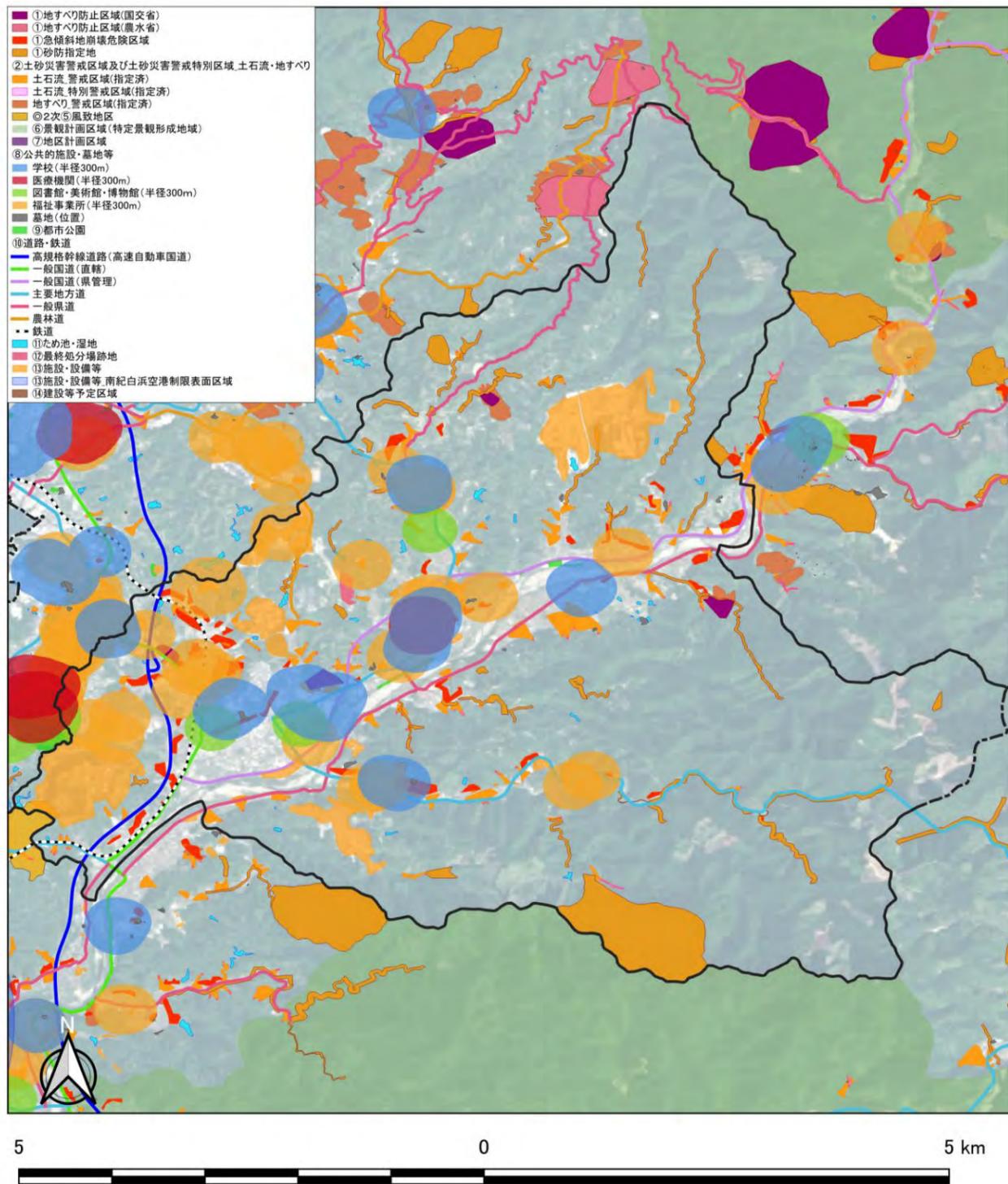
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(みなべ町拡大)



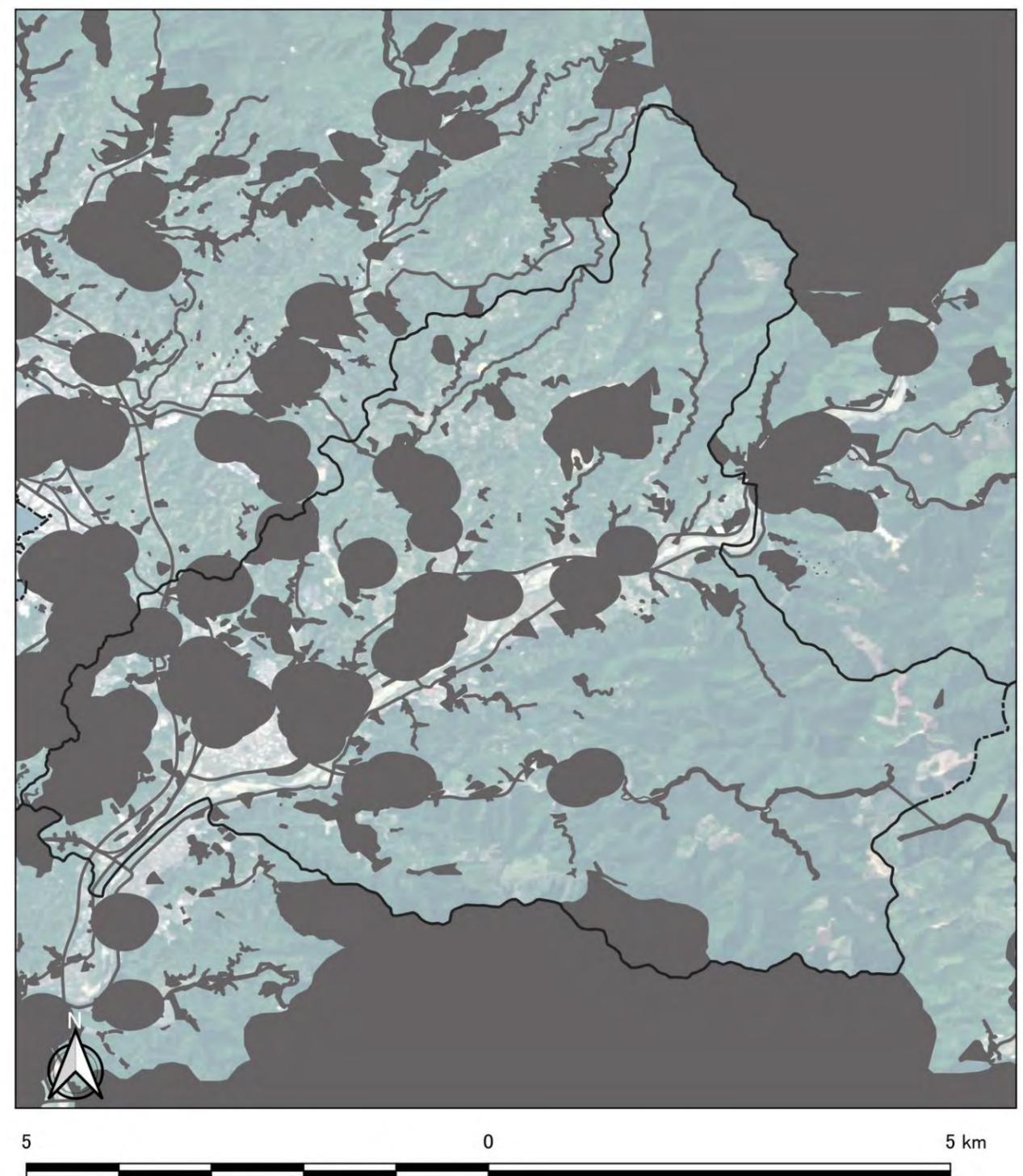
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(みなべ町拡大)



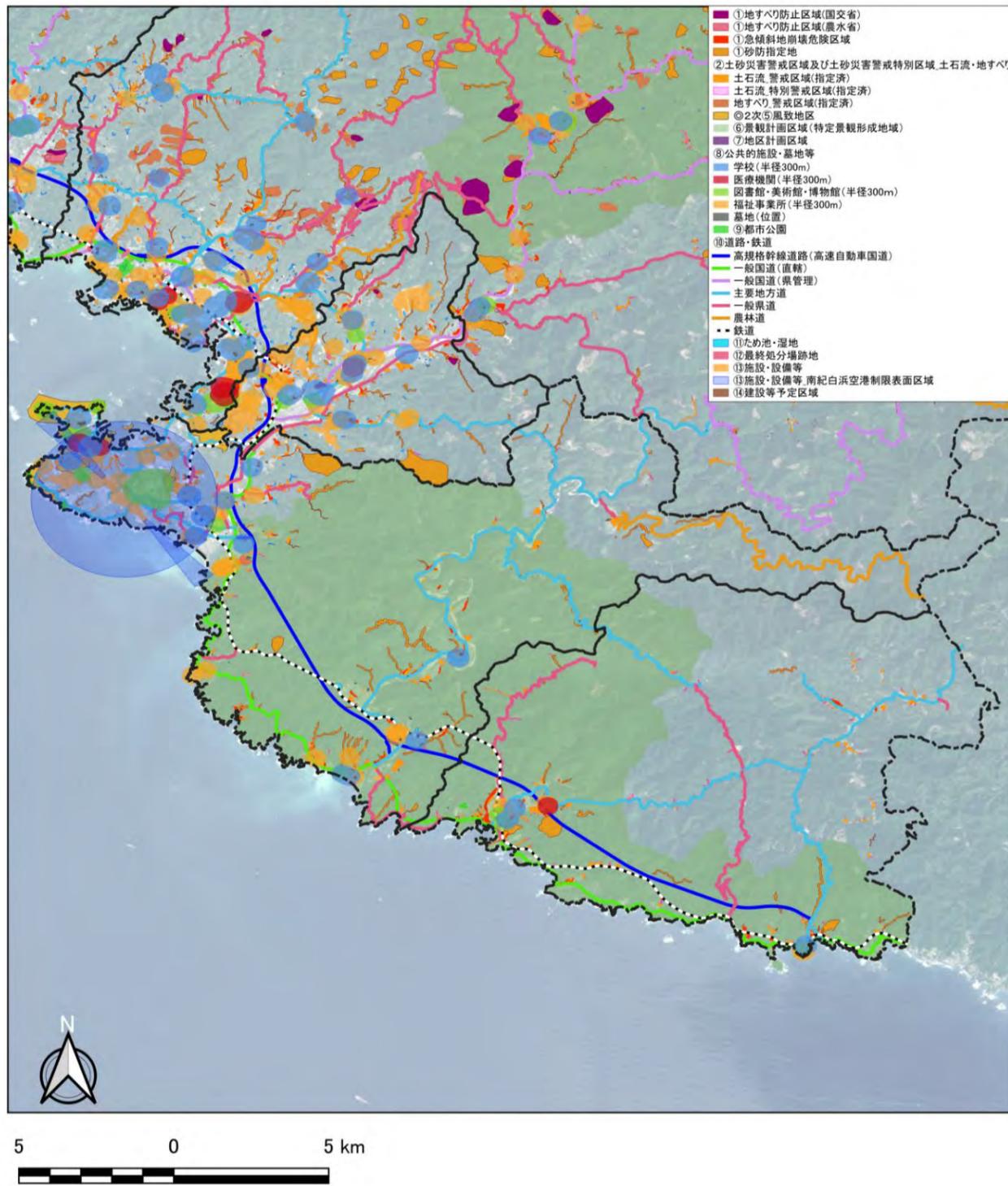
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(上富田町拡大)



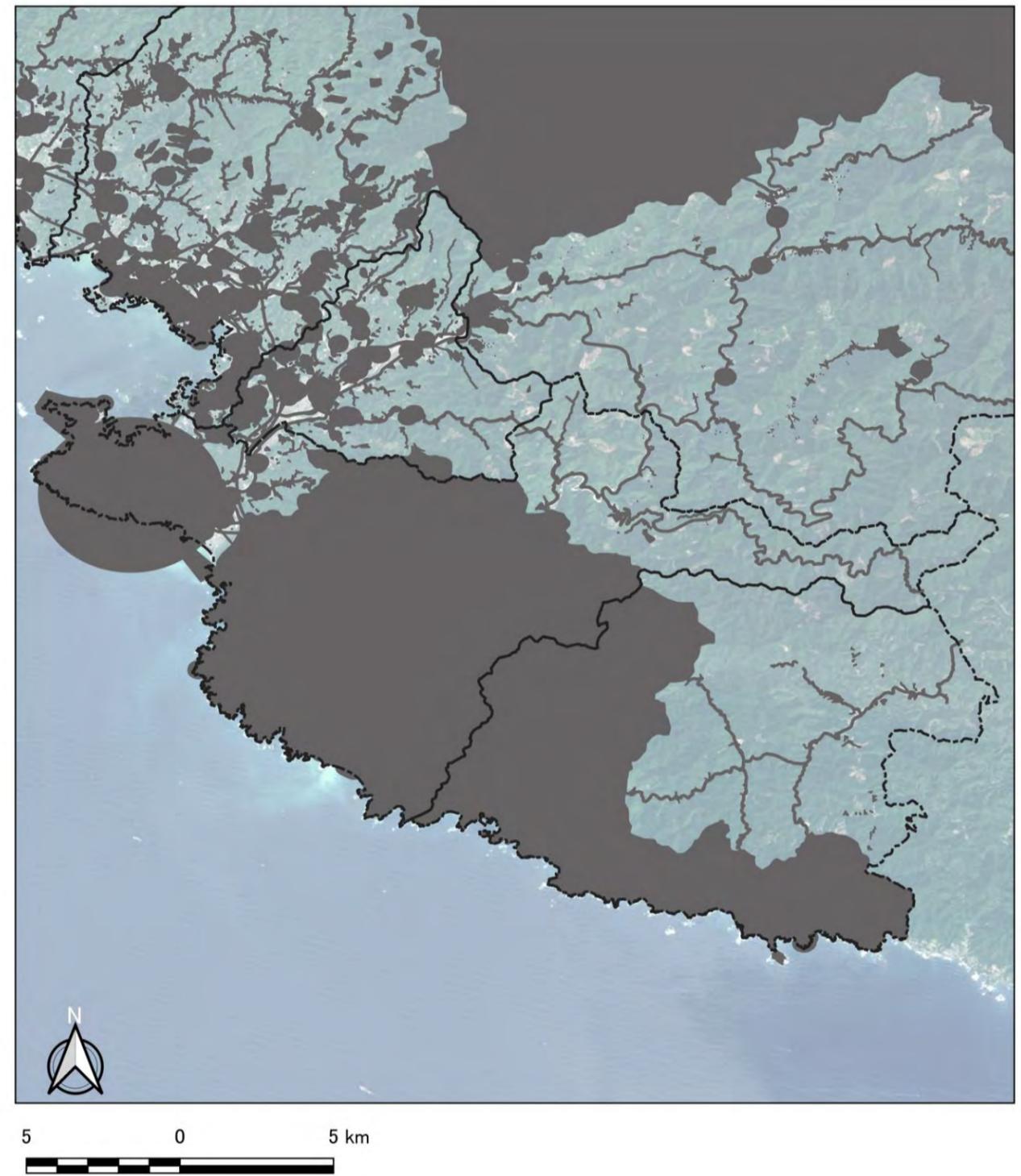
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(上富田町拡大)



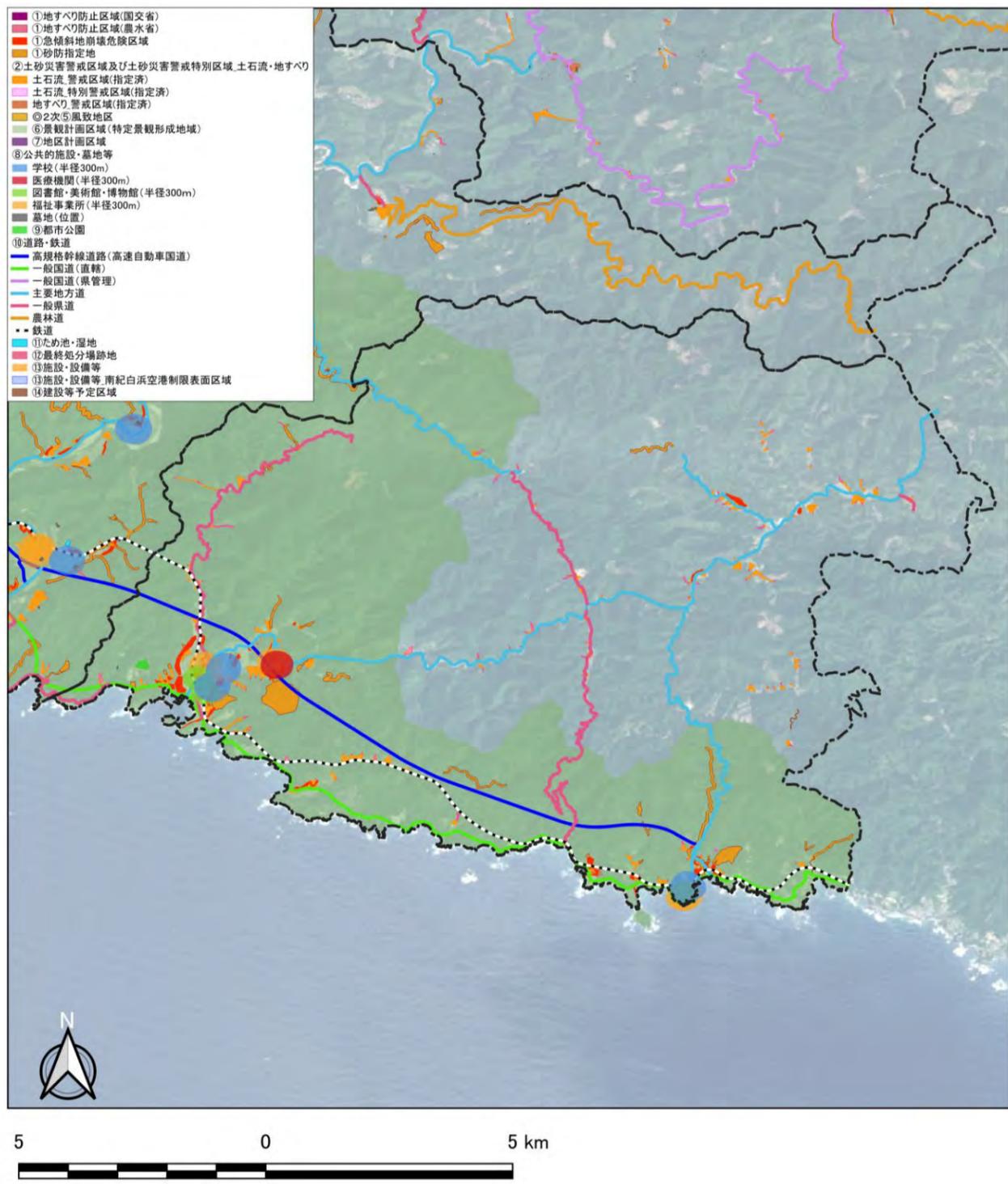
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図(白浜町拡大)



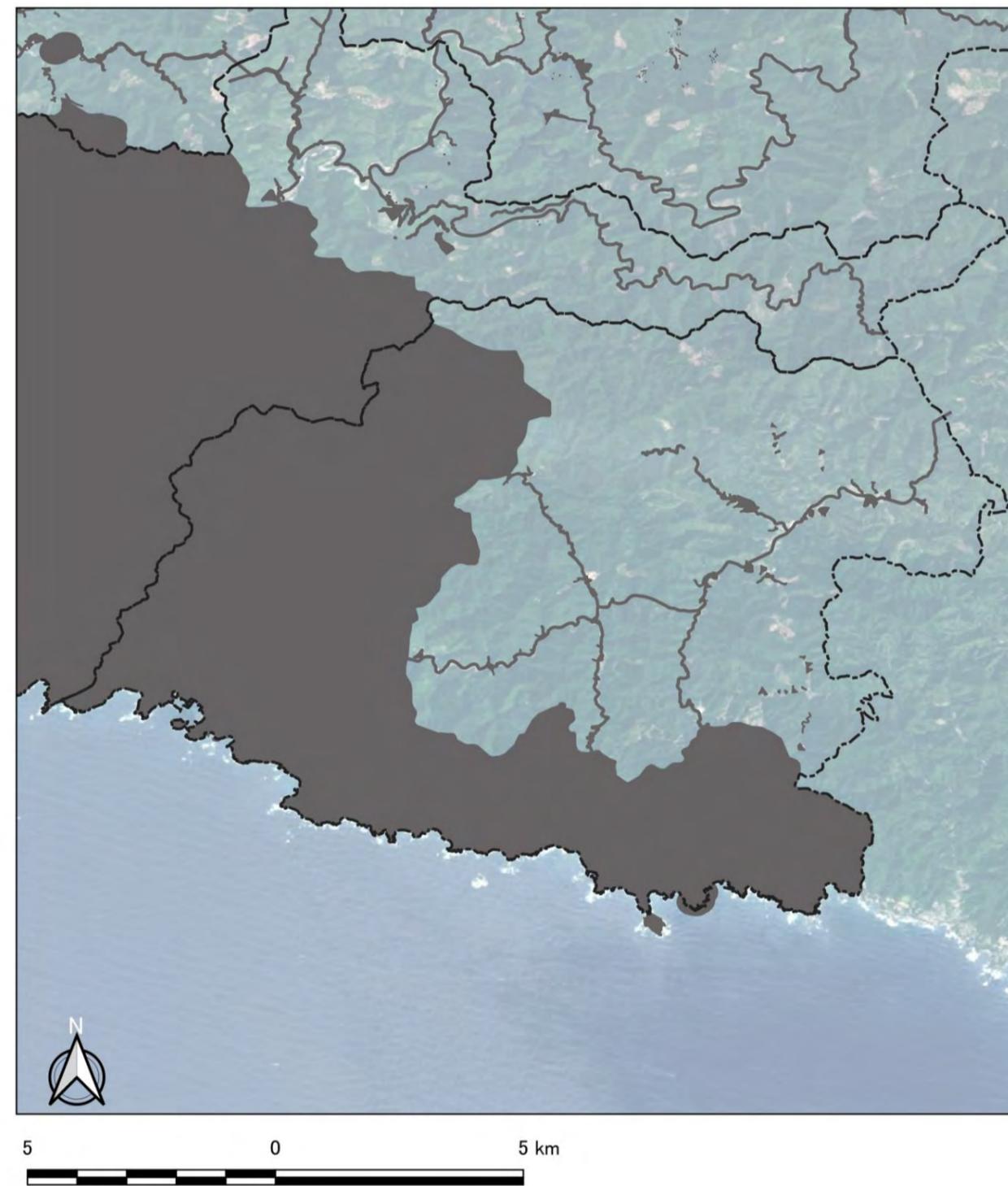
※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域(白浜町拡大)



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定全項目位置図（すさみ町拡大）



※航空写真…国土地理院：地理院タイル一覧 写真

図 2次選定による除外区域と残存区域（すさみ町拡大）

3. 1次選定及び2次選定結果

1次選定及び2次選定項目を全て反映した図を以下に示す。

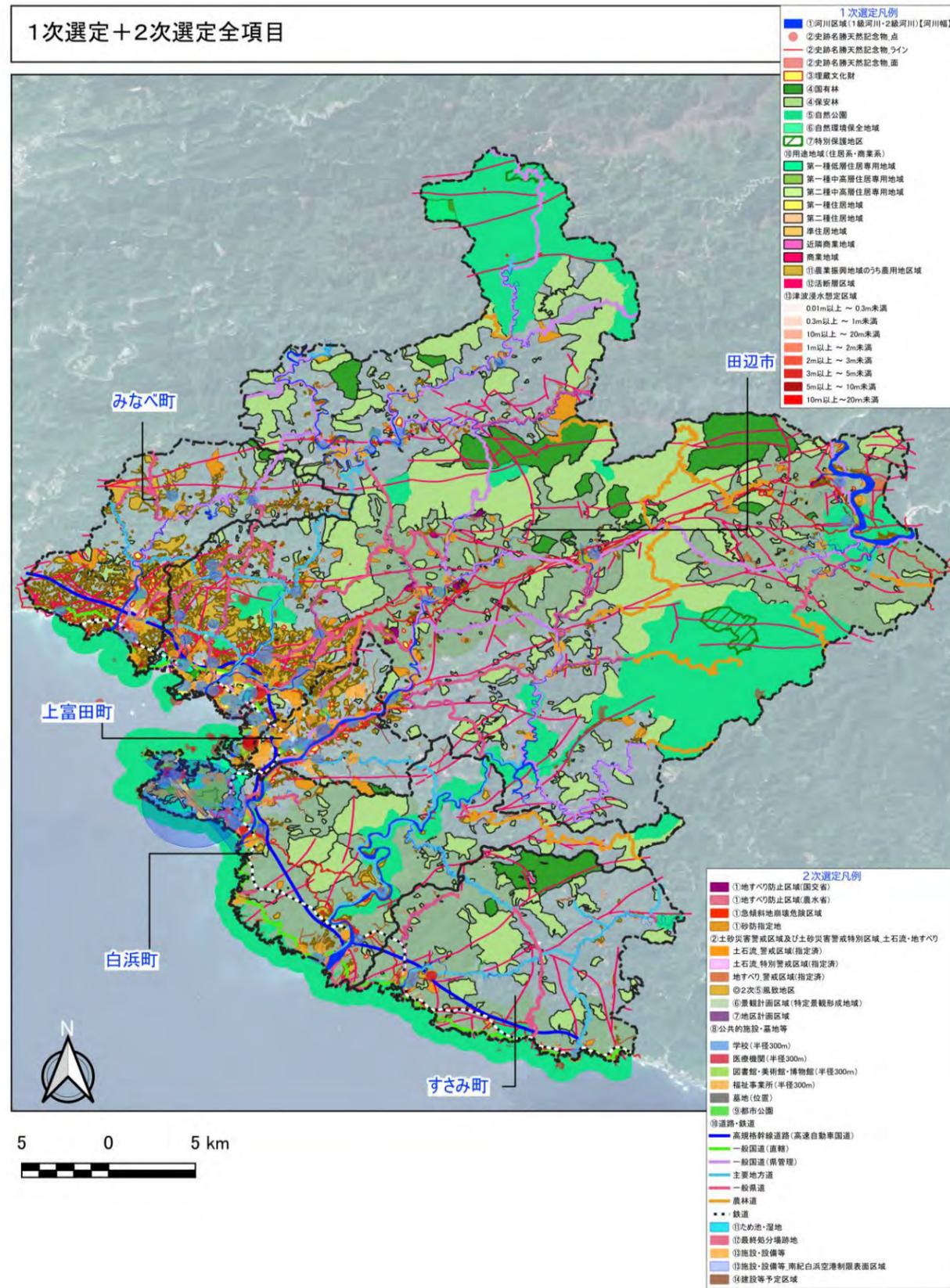


図 1次選定及び2次選定全項目位置図

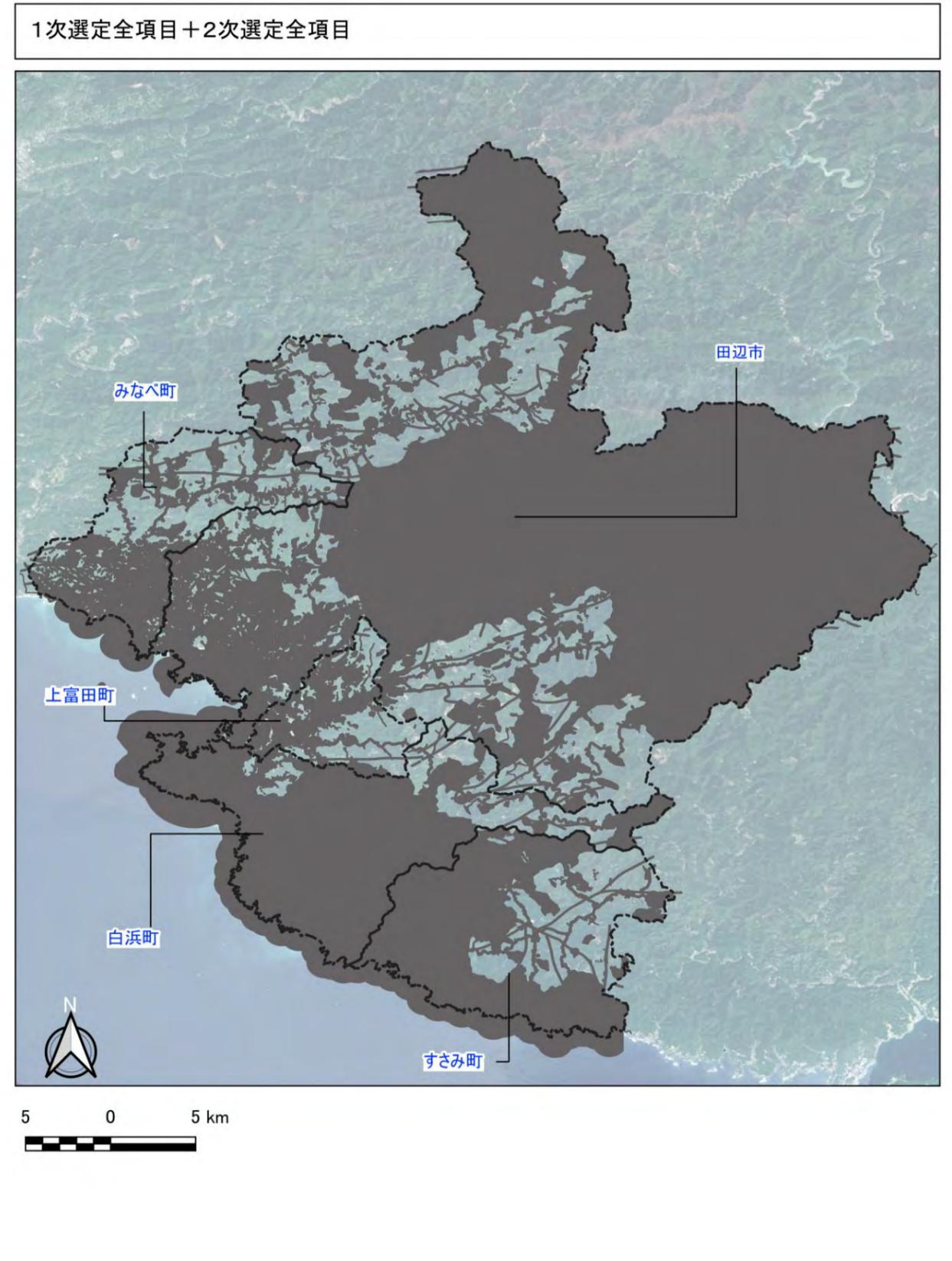


図 1次選定及び2次選定による除外区域と残存区域

3次選定の考え方（案）について

1. はじめに

3次選定の考え方に関して、第3回用地選定検討委員会資料における提示内容、委員より頂いた意見、1次選定及び2次選定を踏まえた事務局意見を以下に示す。

なお、これらの内容を踏まえた3次選定の考え方（案）については、次項以降に示す。

(1) 3次選定方針

1次選定及び2次選定において抽出された整備検討地域を対象に、環境保全性（レッドデータブック等）、経済性（収集運搬費、建設費等）、利便性（直接持込の容易性、周辺における主要な幹線道路の有無等）などを総合的に判断した上で、ごみ処理施設の立地が適している地域を抽出、比較評価し、委員会で決定した配点による順位付けを行う。

(2) 用地選定検討委員会における3次選定に関連する意見・審議結果

1) 洪水浸水想定区域について

1級河川の近傍を建設地とし、浸水対策として盛土による嵩上げをしている事例がある。洪水浸水想定区域については3次選定における評価項目とすることも考えられる。（第3回用地選定検討委員会 委員より）

2) 用途地域（準工業地域）について

準工業地域においても工場以外の建物が建設可能であり、建設物の立地状況によっては廃棄物処理施設の建設が不適な可能性がある。3次選定で評価項目にする等、準工業地域についても検討いただきたい。（第3回用地選定検討委員会 委員より）

3) 生物多様性保全上注目すべき地域（和歌山県レッドデータブック）について

和歌山県レッドデータブックにおいて、「生物多様性保全上注目すべき地域」が定められている。1次選定結果において重複している箇所もあるが、本項目についても用地選定において考慮する必要があると考える。（第4回用地選定検討委員会 委員より）

4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち急傾斜地について

- ・ 対策工事をするすることで、安全性の確保は可能と考えている。そのため、2次選定における評価項目にするのではなく、3次選定において評価してはどうかと考えている。（第4回用地選定検討委員会 オブザーバーより）
- ・ 施設までの道路を含めて、警戒区域の指定範囲を確認されておくほうがよい。（第4回用地選定検討委員会 委員より）

(3) 事務局意見

1次選定及び2次選定において対象外となる施設や河川・道路等が残存しており、3次選定において考慮する必要がある。

2. 3次選定の方針

(1) 3次選定における評価の観点

3次選定においては、施設整備・運営における環境保全性、経済性、利便性、土地形状、地域との合意形成の観点に基づき、評価を行う。

(2) 3次選定の手順

1次選定結果及び2次選定結果を重ね合わせた図を以下に示す。

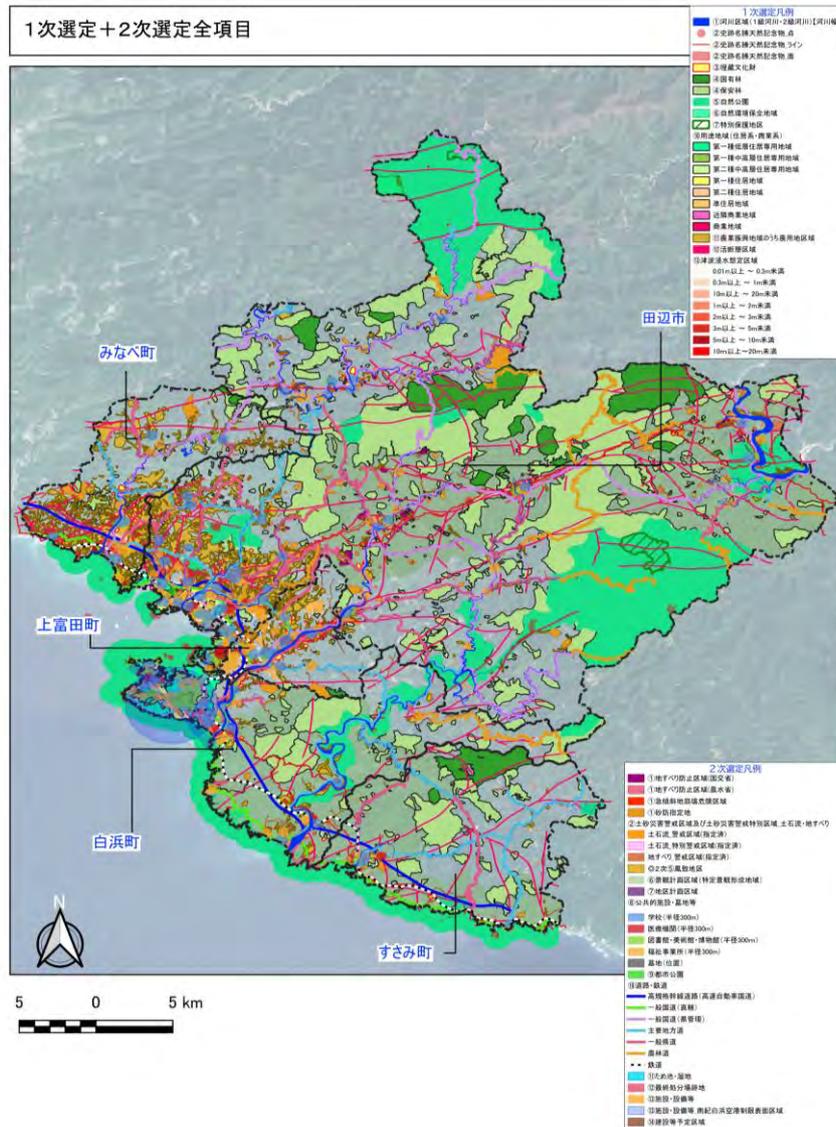


図1 1次選定結果及び2次選定結果

1次選定結果及び2次選定結果では、山林地域や建替え・移転が困難な施設、河川・道路等が残存している。

そのため、3次選定においては、まず、評価の観点に基づく評価項目により、更なる絞込みを行う。なお、当初は2次選定の評価項目としていた敷地面積による絞込みは、この段階で実施する。

次に、絞込みにより残存した区域において、評価の観点に基づき設定した評価項目をもとに比較評価を行う。

3. 区域の絞り込み

3次選定における評価の観点に基づき、区域の絞り込みに係る評価項目を以下のとおり設定する。
以下の評価項目に基づき絞り込みを行い、複数の候補地を抽出する。

項目	内容	条件としての選定理由	
①環境保全性	1) 用途地域 (準工業地域)	用途地域 (準工業地域) 外の区域に絞込む。 ※用途地域 (準工業地域) の参照元：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト	用途地域 (準工業地域) においても住居、商業施設等が建設される場合があるため。
	2) 施設等	継続利用し、建替え・移転が困難な建物・施設等を除く区域に絞込む。	2次選定で考慮できていない施設・設備等を考慮するため。
	3) 緊急輸送道路からの距離	緊急輸送道路から約2kmの圏内に絞り込む。 ※緊急輸送道路の参照元：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト	災害時等の円滑な復旧を考慮するため。
②経済性・利便性	1) 人口重心 (構成5市町全体) からの距離	人口重心 (構成5市町全体) から約10km圏内に絞り込む。 ※人口重心の参照元：総務省統計局：我が国の人口重心 - 令和2年国勢調査結果から - 参考資料 (各都道府県及び市区町村の人口重心) ※人口重心 (構成5市町全体) は、表下に示す方法で算出する。	収集運搬コスト、直接持ち込みのしやすさを考慮するため。
③土地形状	1) 傾斜度	土地の平均傾斜度18度未満の区域に絞込む。 ※傾斜度の参照元：国土交通省 国土数値情報ダウンロードサイト (5次メッシュ、平均傾斜角度)	「縦断勾配の限界に関する検討」(国土技術政策総合研究所)において、自動車通行における縦断勾配の限界は32% (約17.7度) とされており、車両通行の利便性等を考慮するため。
	2) 敷地面積	敷地面積2.5haを確保可能な区域に絞込む。	施設整備基本構想において設定した敷地面積を確保するため。
	3) 敷地形状等	施設の配置が困難と想定される箇所 (狭長な形状、河川、道路等) を除く区域に絞込む。	建設・運営に支障がない施設配置を可能にするため。

※人口重心 (構成5市町全体) の算出方法

「人口重心の算出方法について」(総務省統計局) より、以下の計算式で構成5市町全体の人口重心を算出する。

$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)} \quad y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

x、y : 人口重心の経度、緯度

x_i、y_i : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度、緯度^(注)

w_i : 基本単位区ごとの人口

項目	経度	緯度	人口
田辺市	135.415573	33.750453	69,870人
みなべ町	135.329969	33.788039	11,818人
上富田町	135.431635	33.704189	15,236人
白浜町	135.388684	33.657602	20,262人
すさみ町	135.524419	33.547882	3,685人
構成5市町全体	135.407082	33.726555	120,871人

※田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町の人口重心は総務省統計局を参照。構成5市町の人口重心は計算式により算出。

4. 区域の比較評価

3次選定における評価の観点に基づき、区域の比較評価に係る評価項目を以下のとおり設定し、区域の絞込みで抽出した複数の候補地を対象に比較評価を行う。

※ 評価項目によっては、候補地全域ではなく施設の配置を踏まえて評価することが望ましい場合がある。このため、候補地内における地理条件や候補地周辺における道路・建物等を踏まえて施設の配置が合理的と想定される位置を「施設位置」と定める（図2参照）。

※ 土地条件（位置、土地形状、インフラ整備状況等）が類似しており、比較評価により同等の結果となる見込みの候補地群がある場合は、人口重心（構成5市町全体）に最も近い候補地を当該候補地群の代表として比較評価の対象とし、当該候補地群における他の候補地は、比較評価の対象としない可能性がある（図3参照）。

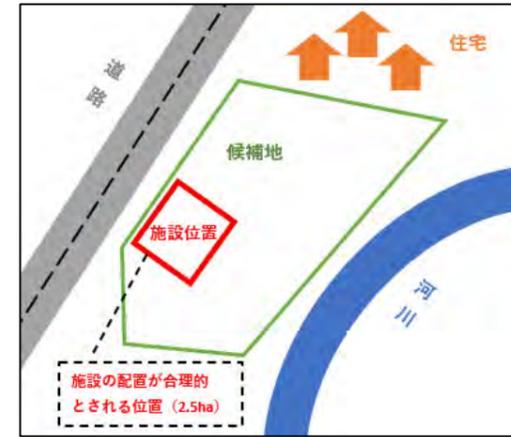


図2 施設の配置が合理的とされる施設位置の考え方



図3 土地条件（位置、土地形状、インフラ整備状況等）が類似している候補地の代表を決める考え方

項目			内容
① 環境保全性	1) 自然環境保全	ア 施設の建設による自然改変状況	施設建設によって生じる、候補地及び候補地周辺における自然林・植林地等の改変の程度に基づき評価する。 【評価方法】 ・航空写真等により、候補地における自然林・植林地等の状況を確認する。 ・評価基準 ◎ : 候補地に自然林・植林地等がない場合 ○ : 候補地に自然林・植林地等が存在するが、施設位置には存在しない場合 △ : 施設位置の一部に自然林・植林地等が存在する場合 × : 施設位置が自然林・植林地等の場合
		イ 生物多様性保全上注目すべき地域（和歌山県レッドデータブック）	候補地及び候補地周辺における、生物多様性保全上注目すべき地域の有無に基づき評価する。 【評価方法】 ・用地選定検討委員会委員等の有識者に対するヒアリング等により、候補地及び候補地周辺における生物多様性保全上注目すべき地域の状況を確認する。 ・評価基準 ◎ : 候補地に生物多様性保全上注目すべき地域がない場合 ○ : 候補地に生物多様性保全上注目すべき地域が存在するが、施設位置には存在しない場合 × : 施設位置に生物多様性保全上注目すべき地域が存在する場合
	2) 生活環境保全	ア 住宅からの距離	施設周辺住民の生活環境に対する配慮のため、施設位置と、最も近い住居との直線距離に基づき評価する。 【評価方法】 ・航空写真等により、施設位置と住居との直線距離を確認する。 ・評価基準 施設位置と住居の直線距離が最も離れている候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。 【点数 = 配点 × (当該候補地における施設位置と住居との直線距離) / (最も離れている施設位置と住居との直線距離)】 ※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。
	3) 防災	ア 洪水浸水想定区域	施設における浸水対策や、浸水リスクを考慮するため、洪水浸水想定区域及び浸水深に基づき評価する。なお、洪水浸水想定規模は、想定最大規模とする。 【評価方法】 ・国土交通省の国土数値情報ダウンロードサイト等により、計画規模の洪水浸水想定区域及び浸水想定深を確認する。

項目		内容									
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> ◎ : 施設位置が浸水想定区域ではない場合 ○ : 施設位置の浸水深 0m 以上、0.5m 未満の場合 △ : 施設位置の浸水深 0.5m 以上、3.0m 未満の場合 × : 施設位置の浸水深 3.0m 以上の場合 									
	イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち急傾斜地	<p>施設における土砂災害対策、土砂災害リスクを考慮するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち急傾斜地の指定の有無に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の国土数値情報ダウンロードサイト等により、土砂災害警戒区域等の指定状況を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> ◎ : 施設位置において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の急傾斜地指定がない場合 ○ : 施設位置において土砂災害警戒区域の急傾斜地指定はあるが、土砂災害特別警戒区域には指定がない場合 × : 施設位置において土砂災害特別警戒区域の急傾斜地指定がある場合 									
② 経済性	1) 建設費										
	ア 用地取得費	<p>施設の建設における用地取得にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省の地価公示・都道府県地価調査、和歌山県地価調査等により施設位置の地価単価（円/m²）を参照し、候補地ごとの用地取得費を算出する。 									
	イ 土地造成費	<p>施設の建設における造成工事にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平地部（土砂と想定）における造成工事単価を 2 万円/m²（掘削費 0.5 万円/m²、盛土費 0.5 万円/m²、運搬費 0.2 万円/m²、積込 0.2 万円/m²、締固め 0.2 万円/m²、処分 0.4 万円/m²）とする。 ・ 山間部（軟岩と想定）においては、掘削費は平地部の約 10 倍必要と想定し、山間部の造成工事単価を 6.5 万円/m²（掘削費 5 万円/m²、盛土費 0.5 万円/m²、運搬費 0.2 万円/m²、積込 0.2 万円/m²、締固め 0.2 万円/m²、処分 0.4 万円/m²）とする。 ・ 航空写真等をもとに施設位置における平地部と山間部の比率を想定し、候補地ごとの土地造成工事費を算出する。 									
	ウ インフラ整備費（アクセス道路）	<p>施設の建設工事用車両や、運営の収集運搬車両などの通行に必要なアクセス道路整備にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設位置と幹線道路間の距離に道路整備費単価（8 億円/km 他事例参照）を乗じ、候補地ごとのアクセス道路工事費を算出する。 									
	エ インフラ整備費（上水道）	<p>運営の用水に必要な上水道整備にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設位置と上水道給水区域間の距離に水道管新設工事費単価（例：0.44 億円/km 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（厚生労働省）参照）を乗じ、候補地ごとの上水道工事費を算出する。 									
オ インフラ整備費（排水処理）	<p>運営の排水については、下水道放流もしくは排水クローズド（施設内における排水処理）により処理される。構成 5 市町における下水道普及率はばらつきがあり、候補地によっては下水道整備が困難な場合がある。</p> <p>[下水道普及率]（和歌山県内汚水処理人口普及率（和歌山県）参照）</p> <table border="0"> <tr><td>田辺市</td><td>: 0.1%</td></tr> <tr><td>みなべ町</td><td>: 81.3%</td></tr> <tr><td>上富田町</td><td>: 29.0%</td></tr> <tr><td>白浜町</td><td>: 17.1%</td></tr> <tr><td>すさみ町</td><td>: 0.0%</td></tr> </table> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道接続が可能な見込みの場合は、施設位置と下水道計画区域間の距離に下水道管新設工事費単価 0.63 億円/km（持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省・農林水産省・環境省）参照）を乗じ、候補地ごとの下水道工事費を算出する。 ・ 下水道接続が不可能な見込みの場合は、排水クローズド（施設内における排水処理）とし、排水処理の方法は焼却施設の排熱による蒸発を想定する。排水処理に排熱を利用する分、発電効率が低下するものとし、売電収入低下分を費用として計上する。売電収入低下分は以下の条件により算出する。また、運営期間は 20 年間と想定する。 	田辺市	: 0.1%	みなべ町	: 81.3%	上富田町	: 29.0%	白浜町	: 17.1%	すさみ町	: 0.0%
田辺市	: 0.1%										
みなべ町	: 81.3%										
上富田町	: 29.0%										
白浜町	: 17.1%										
すさみ町	: 0.0%										

項目		内容
		<p>(計算例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - ごみ量 : 32,492t/年 (施設整備基本構想 参照) - 低位発熱量 : 7,641kJ/kg(MJ/t) (施設整備基本構想 参照) - エネルギー回収率 : 18.0% (循環型社会形成推進交付金交付要件 参照) - 排水クローズドによる発電効率低下率 : 1% (高効率ごみ発電施設整備マニュアル (平成30年3月改定 環境省) 参照) - 発電電力量 : 32,492t/年×7,641MJ/t×18.0%÷3.6MJ/kWh÷1,000×20年≒248,271MWh/20年 - 発電電力量 (売電量低下) : 32,492t/年×7,641MJ/t×17.0%÷3.6MJ/kWh÷1,000×20年≒234,478MWh/20年 - 売電量低下分 : 248,271MWh/20年-234,478MWh/20年=13,797MWh/20年 - 売電収入低下分 : 13,797MWh/20年×10円/kWh×1,000=137,970千円/20年≒約1.38億円の損失
	カ インフラ整備費 (送電線)	<p>運営の受電 (発電により売電する可能性も含む) に必要な、送電線整備にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別高圧電線に接続するものと想定する。関西電力送配電のマッピング (154kV 未満) より送電線位置を把握し、施設位置と送電線間の距離に架空線単価1億円/km (送変電設備の標準的な単価の公表について (電力広域的運営推進機関) 参照) を乗じて算出する。
2) 運営費	ア 収集運搬費	<p>候補地と各市町における収集運搬諸条件に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町における人口重心を運搬の出発点、施設位置を運搬の終着点と想定し、基本構想で推計したごみ量をもとに、各候補地における収集運搬費用を算出する。また、運営期間は20年間と想定する。
	イ 焼却灰等運搬費	<p>最終処分場は紀南広域廃棄物最終処分場と想定し、運営における焼却灰及び不燃残渣の輸送にかかる費用に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設位置を運搬の出発点、紀南広域廃棄物最終処分場を運搬の終着点と想定し、基本構想で推計した焼却灰量・不燃残渣量をもとに、各候補地における焼却灰等運搬費を算出する。また、運営期間は20年間と想定する。
3) 合計額	ア 1)建設費+2)運営費	<p>建設費及び運営費により評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補地ごとに1)建設費+2)運営費を算出する。 ・ 評価基準 <p>合計額が最も安価な候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。</p> <p>【点数 = 配点 × 最も安価な候補地の合計額 / 当該候補地における合計額】</p> <p>※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。</p>
③ 利便性	1) 収集運搬、直接持ち込み	<p>ア 幹線道路からの距離</p> <p>収集運搬及び直接持込における、幹線道路 (道路幅5.5m以上) からのアクセスの容易性に基づいて評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空写真等により、施設位置と幹線道路との直線距離を確認する。 ・ 評価基準 <p>施設位置と幹線道路の直線距離が最も短い候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。</p> <p>【点数 = 配点 × 最も短い施設位置と幹線道路との直線距離 / 当該候補地における施設位置と幹線道路との直線距離】</p> <p>※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。</p>
	イ 人口重心 (構成5市町全体) からの距離	<p>収集運搬及び直接持込における、施設へのアクセスの容易性に基づいて評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空写真等により、施設位置と人口重心 (構成5市町全体) との直線距離を確認する。 ・ 評価基準 <p>施設位置と人口重心 (構成5市町全体) との直線距離が最も短い候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。</p> <p>【点数 = 配点 × 最も短い施設位置と人口重心 (構成5市町全体) との直線距離 / 当該候補地における施設位置と人口重心 (構成5市町全体) との直線距離】</p> <p>※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。</p>

項目		内容
④ 地域との合意形成	1) 用地取得の実現性	
	ア 地権者数	<p>地権者数に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿により、施設位置の地権者数を確認する。 ・ 評価基準 <p>最も地権者数が少ない候補地との比較により評価する。点数は各候補地において以下の計算方法により算出する。</p> <p>【点数 = 配点 × 最も少ない地権者数 / 当該候補地における地権者数】</p> <p>※点数は小数点以下第3位を四捨五入する。</p>
	イ 地上権数・抵当権数	<p>地上権数及び抵当数に基づき評価する。</p> <p>【評価方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿により、施設位置の地上権数及び抵当権数を確認する。 ・ 評価基準 <p>◎ : 施設位置における地上権数及び抵当権数の合計が0</p> <p>○ : 施設位置における地上権数及び抵当権数の合計が1</p> <p>× : 施設位置における地上権数及び抵当権数の合計が2以上</p>

※各評価項目は、用地選定検討委員会やパブリックコメントにおける意見を踏まえて適宜見直す。評価項目の見直しを踏まえ、評価項目間の重要度等を考慮し、各評価項目の配点を決定する。

(案)

田辺広域一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設）整備用地選定に係る3次選定の考え方（案）に対するパブリックコメントの募集について

【意見募集の趣旨及び目的】

現在、田辺周辺広域市町村圏組合（以下、「組合」という。）を構成する田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町（以下、「構成市町」という。）における焼却施設は、田辺市ごみ処理場、白浜町清掃センター、すさみ町ごみ焼却場の3施設があるものの、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新たな一般廃棄物処理施設の整備が課題となっています。また、ごみ処理行政においては経済面、効率面での最適化を実現する方策として広域的なごみ処理体制の構築が重要とされており、構成市町においても経済負担の縮減、ごみ処理の効率化等を考慮し広域による一般廃棄物処理施設整備を検討するため、令和6年3月に一般廃棄物処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。

当該基本構想では、構成市町の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、ペットボトルを主な処理対象とした可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設等からなる新たな一般廃棄物処理施設の整備を計画することとしており、4つの基本方針（①安全・安定的なごみ処理をできる施設、②環境保全に配慮した施設、③資源循環・エネルギー回収に優れた施設、④経済性に優れた施設）を設定し、施設整備を進めていくこととしました。

これを受けて当組合では、令和6年10月に学識経験者等で構成する一般廃棄物処理施設用地選定検討委員会を設立し、地図上での絞り込みによる方法により一般廃棄物処理施設の整備に適した用地の選定を進めており、これまで1次選定及び2次選定の審議を終了しています。1次選定では、法令や条例等で定められた建設等の制限に係る規制解除が困難な地域や被害想定が甚大な災害想定区域、2次選定では、防災面の状況や社会基盤整備状況、教育・医療・福祉施設などから一定距離範囲にある地域等をそれぞれ除外しました。次に実施する3次選定では、1次選定及び2次選定において抽出された地域を対象に、環境保全性、経済性、利便性、土地形状などを総合的に判断した上で、一般廃棄物処理施設の整備に適している地域を選定することとしております。

つきましては、田辺広域一般廃棄物処理施設整備用地選定に係る3次選定の考え方（案）について、構成市町の住民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集いたします。

【意見募集の対象】

田辺広域一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル施設整備用地選定に係る3次選定の考え方（案）について（別紙参照）

※なお、1次選定及び2次選定の選定結果については別紙を参照ください。

【意見提出先及び提出方法】

別紙意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。

(1) 電子メールの場合

メールアドレス：t-kouiki@mb.aikis.or.jp

田辺周辺広域市町村圏組合事務局 宛

(2) 郵送の場合

〒646-8580

和歌山県田辺市朝日ヶ丘 23-1 西牟婁総合庁舎 1階

田辺周辺広域市町村圏組合事務局 宛

(3) F A X の場合

F A X 番号：0739-26-7700

田辺周辺広域市町村圏組合事務局 宛

(4) 持参の場合

和歌山県田辺市朝日ヶ丘 23-1 西牟婁総合庁舎 1階

田辺周辺広域市町村圏組合事務局

※受付時間 意見募集期間中の午前9時から午後5時45分まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

【意見募集の期間】

令和7年 月 日 () ~ 令和7年 月 日 ()

【意見を提出できる方】

- (1) 構成市町に住所を有する方
- (2) 構成市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 構成市町に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 構成市町に存する学校に在学する方

【その他】

- (1) いただいた御意見等の概要及びこれに対する組合の考え方を、ホームページ等を通じて公表します。
- (2) 御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。
- (3) 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

